

第3次府中市農業振興計画

平成27年度～平成33年度

～市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業～

平成27年1月

府中市

第3次府中市農業振興計画

「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」を目指して



府中市長 高野 律雄

本市では、市内の農業の振興を図るため、平成17年に第2次府中市農業振興計画を策定し、そこに掲げた目標の達成に向け様々な施策を展開してまいりました。

この度、第2次計画が平成26年度をもって終了することから、農業者、市民、商業者、各関係機関からなる農業振興計画策定検討協議会での検討や、各種アンケート調査、パブリック・コメント手続き等を通じた貴重なご意見を踏まえ、平成27年度から平成33年度までの7年間を計画期間とする第3次府中市農業振興計画を策定いたしました。

第2次計画の策定から10年が経過しますが、市内の農地ではまだまだ活発な営農活動が続けられており、また、援農ボランティアという形で市民の方々も農地の保全に貢献しています。しかしながら、農地をとりまく環境は、都市化の波に常にさらされ、農業従事者の高齢化も進み、農地・農業を取り巻く環境は年々厳しくなるとともに、生活環境との調和や、環境・防災といった農地の多面的機能の発揮など、新たに取り組むべき課題も生じております。

第3次計画では、将来像として設定した「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」を目指し、「農地を残す」、「担い手の育成・確保」、「魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進」、「ふれあい農業の推進」という農業振興の基本方針を掲げ、農業者や農業関係機関、そして市民の皆様がそれぞれ主体的に取り組むことができるよう構成しています。

この計画を通して、第6次府中市総合計画に掲げる都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～」の実現に努めてまいりますので、農業者、各農業者団体はもとより、マインズ農業協同組合、そして市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第3次府中市農業振興計画目次

第1章 農業振興計画の概要

1	農業振興計画の目的と背景	1
2	計画の内容	2
3	計画期間	2

第2章 府中農業の現状

1	農地	3
(1)	農地の減少	3
(2)	農地の細分化及び住宅との混在化	5
2	農家と農業従事者	7
(1)	農家戸数及び農業従事者の減少	7
(2)	農業従事者の高齢化	8
(3)	家族労働	9
3	農業経営	10
(1)	消費者ニーズに合った販売方法	10
(2)	65%の農家が現状維持	10
(3)	農業収入の低迷	11
(4)	25%の農家が販売なし	12
(5)	作物別の現状	12
4	市民とのふれあい	17
(1)	農地・農業を活用した各種事業への期待	17
5	市民の府中農業に対する意識	18
(1)	多様な農地の役割	18
(2)	7割以上が「農地を残してほしい」	18
(3)	市に力を入れてほしいこと	19
6	農業を取り巻く税制度・農地制度	20
(1)	農業を続けていくための障害は相続税の負担	20

第3章 府中農業の課題

1	農地	22
2	農家戸数と農業従事者	22
3	農業経営	22
4	農業と市民とのふれあい	23
5	市民の府中農業に対する理解	23
6	農業を取り巻く税制度・農地制度	23
7	循環型農業の推進	23

第4章 府中農業の振興

1	府中農業の将来像	24
(1)	府中農業の将来像	24
(2)	府中農業振興の基本方針	25
(3)	施策の体系	26
2	将来像を達成するための基本指標	27
(1)	7年先の農家戸数と農業従事者数	27
(2)	7年先の農地面積	27
(3)	府中農業の中心となる農家戸数とその者に対する農地利用集積	28
(4)	労働時間と農業所得目標	28
(5)	農業経営の改善	29
(6)	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保	29
(7)	経営モデルの設定	30
(8)	その他の農業経営基盤強化促進法に関する事項	33

第5章 将来像を達成するための施策

1	農地を残す	34
2	担い手の育成・確保	39
3	魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進	43
4	ふれあい農業の推進	48

第6章 農業振興計画の実現に向けて

1 推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(1) 計画実現に向けた各主体の役割・・・・・・・・	51
(2) 計画の実現に向けたネットワーク・・・・・・・・	53

資料

資料1 府中市農業振興計画策定検討協議会委員	
資料2 府中市農業振興計画策定検討協議会設置要綱	
資料3 府中市農業振興計画策定検討協議会開催経過	
資料4 府中市農業振興計画策定のための農家アンケート結果	
資料5 用語解説	

第1章 農業振興計画の概要

1 農業振興計画の目的と背景

市では、平成9年3月に農業振興計画を策定し、「地域に根ざした魅力ある府中農業」の実現に取り組み、平成17年8月に第2次府中市農業振興計画（以下「第2次計画」といいます。）を策定し、「50年先にもこの府中市に農地・農業を残す」ことを大きな目的に掲げ、施策に取り組んできました。

この間、市民の農地・農業に対する期待は、農産物の供給にとどまらず、災害時の避難場所や緑のオープンスペース、子どもたちが自然にふれあうことのできる場所など、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」及び「地域コミュニティ」といった農地・農業の持つ多面的機能への期待が年々高まってきています。

しかしながら、府中市においても、年々農業従事者は高齢化し、農地面積も減少してくるなど、農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

一方、国は、平成11年に「食料・農業・農村基本法」を新たに制定し、「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。この法の中では、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする」として、都市における農業の特性をいかした支援をすることを明示しています。

東京都は、平成6年に東京農業の可能性を切り拓く、魅力ある産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、計画的に振興施策を進めるための指針として「東京農業振興プラン」の策定を行い、以降、平成13年及び平成24年に「東京農業振興プラン」を見直し、東京農業の新たな振興施策を示しています。

市では、平成25年に「第6次府中市総合計画」を策定し、目指すべき都市像を「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」とし、各種施策を展開しています。

今回、第3次府中市農業振興計画（以下「第3次計画」といいます。）の策定に当たっては、国や都の農業振興施策と整合性を図るとともに、第2次計画から引き続き、農業経営基盤強化促進法で定められている農業基本構想として位置付け、農業経営改善計画を作成すること及び認定農業者制度の活用を図ることを目的としています。

また、この計画は、第2次計画を検証し、都市農業を取り巻く新たな状況への対応を踏まえ、農業者、市民、行政、関係機関・団体等の協働による農業振興を図るために策定しました。

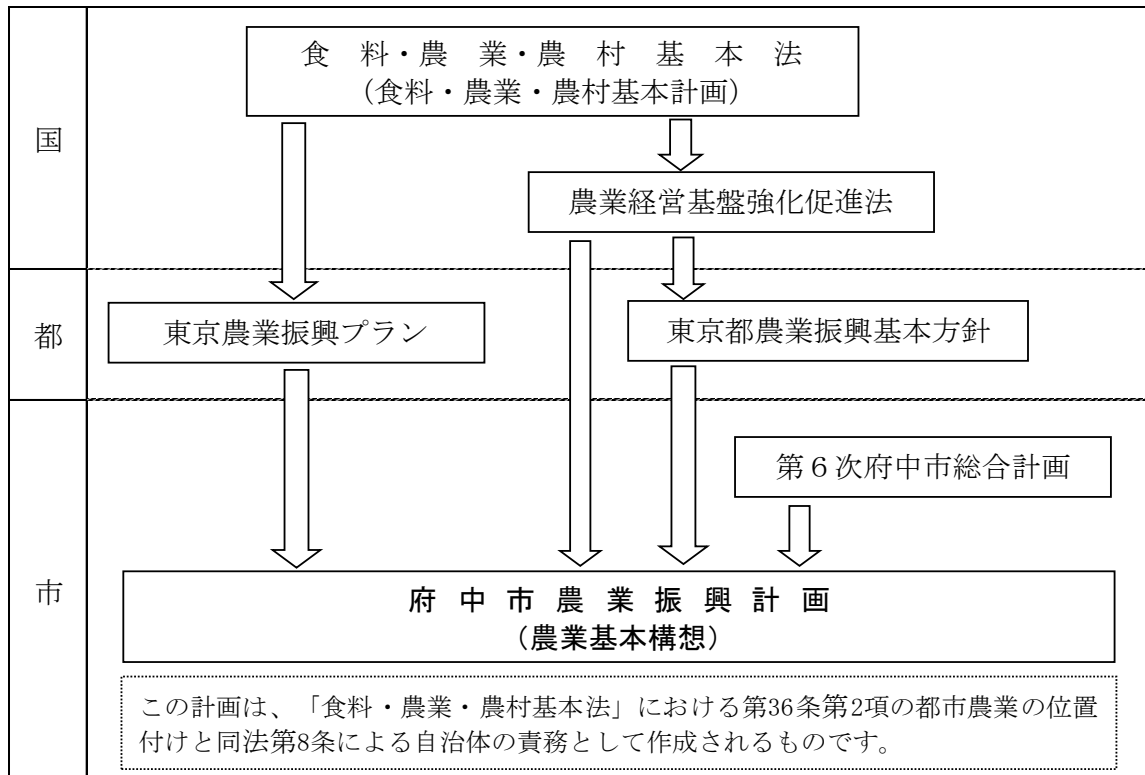


図1：府中市農業振興計画の位置付け

2 計画の内容

この計画は、東京都が農家、農業団体及び市区町村に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針として策定した「東京農業振興プラン」の基本的な考え方を踏まえ、府中農業を長期間にわたり振興していくための具体的な方針や方向性を明らかにするとともに、その実現のために市が実施すべき施策を示したものです。

この計画で掲げる施策の方向性は、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を都市像として、平成25年6月に策定された「第6次府中市総合計画」を基本としています。

また、この計画の実現に向けた、農業者、農業団体、市民、東京都、市などの役割や関係機関の連携についての指針として活用できる内容としています。

3 計画期間

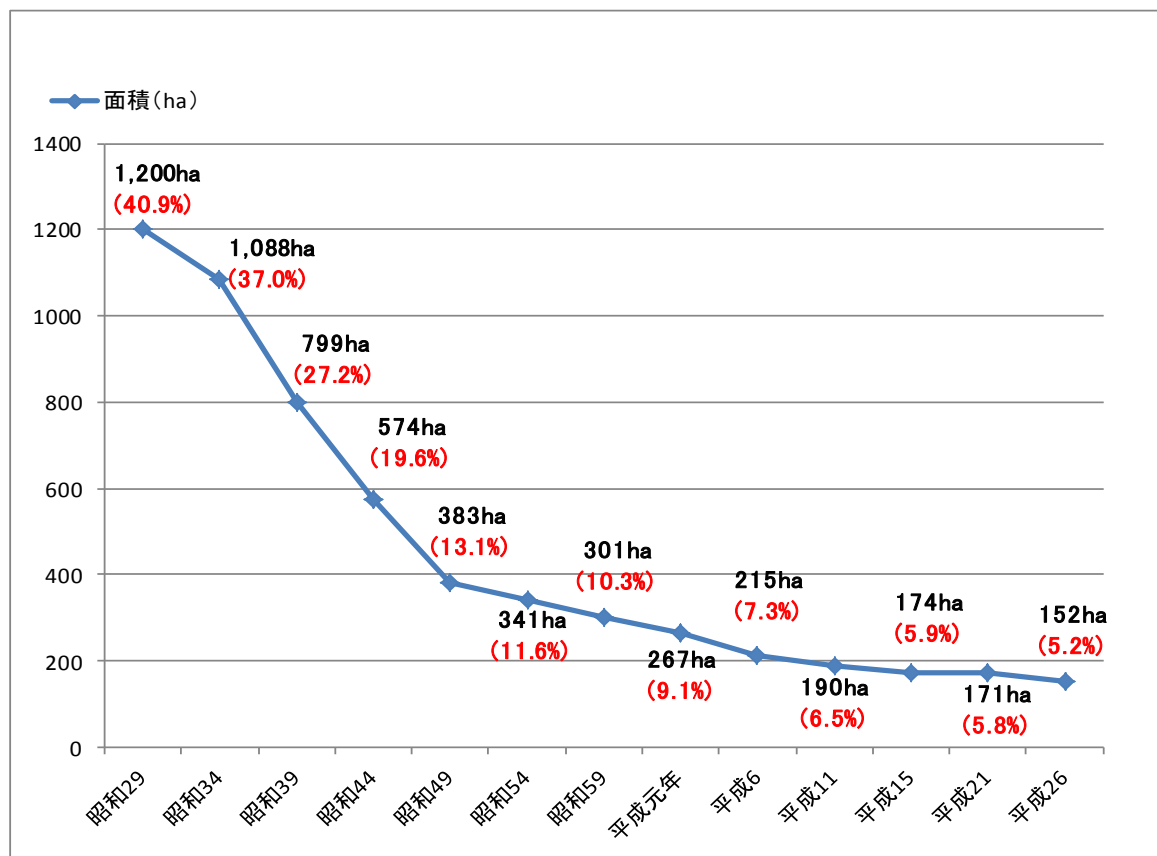
この計画で示す施策の計画期間は、第6次府中市総合計画の期間に合わせ、平成27年度から平成33年度までの7年間とします。

第2章 府中農業の現状

1 農 地

(1) 農地の減少

市内の農地は、昭和29年頃には約1,200ヘクタール、市の総面積の約40.9パーセントを占めていましたが、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、平成15年度では約174ヘクタール、総面積の約5.9パーセントに、現在では約152ヘクタール、総面積の約5.2パーセントにまで減少しています。特に市の中心部における減少が顕著となっています。



※ 括弧内は府中市の面積に対する農地面積の割合 (%)

(府中市農業委員会資料)

図2：府中市農地面積の推移（昭和29年～平成26年）

【第2次計画からの経過】

農地面積は、第2次計画策定期から引き続き緩やかに減少しています。第2次計画では、平成26年度の農地保全の目標面積を130ヘクタールとして

いますが、現状の減少速度で推移すると約150ヘクタールが農地として残る見込みです。

第2次計画の策定後の10年間に減少した農地22.2ヘクタールの内訳は、生産緑地が17.4ヘクタール(76パーセント)、宅地化農地が4.8ヘクタール(24パーセント)で、相続等による生産緑地の指定解除が進んだといえます。

農家1戸当りの平均経営耕地面積は、第2次計画策定時(平成17年度)の3,702平方メートルから3,446平方メートルへと約260平方メートル減少し、経営耕地面積別農家戸数の変化を見ると経営耕地面積が1,000平方メートル以下の農家の占める割合が増えており、小規模の農家が増加する傾向にあります。

生産緑地の指定については、平成23年度に再指定について制度を改正しました。これは、相続に伴い指定が解除されたものの、一部は農地として残った部分を生産緑地として再指定する制度です。これにより生産緑地の再指定が始まり、より多くの農地の保全に寄与しています。

表1：第2次計画で示した農地面積の目標と現状

区 分	昭和61年	平成8年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
第2次計画(目標)	260ha	200ha	190ha	175ha	150ha	130ha
実 績					171ha	152ha

表2：生産緑地と宅地化農地の面積の推移

区 分	平成8年	平成16年	平成26年	比較増減
生産緑地面積	129.4ha	119.7ha	102.3ha	-17.4ha
宅地化農地面積	79.8ha	57.7ha	49.9ha	-4.8ha
農地面積合計	209.2ha	174.4ha	152.2ha	-22.2ha

(府中市農業委員会資料)

表3：経営耕地面積別農家戸数と割合

経営耕地面積	平成8年度		平成16年度		平成25年度	
	戸 数	割合(%)	戸 数	割合(%)	戸 数	割合(%)
1,000㎡以下	108	19.5	121	25.5	127	27.1
1,001～3,000㎡	201	36.2	153	32.2	168	35.9
3,001㎡～5,000㎡	121	21.8	105	22.1	90	19.2
5,001㎡～7,000㎡	61	11	45	9.5	39	8.3
7,001㎡～10,000㎡	36	6.5	32	6.7	23	4.9
10,001㎡以上	28	5	19	4	21	4.5
合 計	555	100	475	100	468	100

(府中市農業概要)

(2) 農地の細分化及び住宅との混在化

市内の農地は、相続発生時の相続税納付及び遺産分割による農地の一部売却、公共事業に係る部分の農地の提供等のため、農地の細分化及び住宅との混在化が進み、様々な問題が発生しています。

農地の細分化に伴う問題としては、農作業の非効率化が挙げられます。

また、農地と住宅との混在化に伴う問題としては、農業を行う者が受ける問題及び住民等が受ける問題があります。農業を行う者が受ける問題として、住宅等の影響による日照不足、通風障害等が挙げられ、一方、住民等が受ける問題として、雑草、害虫等の防除作業による農薬の飛散、耕運機等による騒音、砂じん等が挙げられます。

2 農家と農業従事者

(1) 農家戸数及び農業従事者の減少

昭和30年度には、農家戸数は1,340戸、農業従事者は3,425人でしたが、平成16年度には農家戸数は475戸、農業従事者は1,091人、平成26年度には農家戸数は468戸、農業従事者は1,020人に減少しています。

地価の高い都市地域で、新たに農地を購入し農業を始めることは不可能に近いこと、また、農地面積が少ないことに加え、農産物の価格が低迷していることから農業経営として成り立たないため廃業する農家もあり、農家戸数及び農業従事者数の減少は歯止めがかからないのが実情です。

【第2次計画からの経過】

農家戸数は第2次計画策定期には年間約5戸減少していましたが、直近の数年間にはほぼ横ばいと減少傾向は鈍化しています。第2次計画では、平成25年度の目標農家戸数を425戸としましたが、このまま推移すると468戸が残る見込みです。

第2次計画では、平成25年度の農家人口の目標人数を980人としましたが、このまま推移すると約1,020人が見込めます。

表4：第2次計画で示した農家戸数の目標と現状

区 分	昭和 61年	平成 8年	平成 11年	平成 16年	平成 21年	平成 26年
前計画 (目標)	688戸	555戸	504戸	475戸	450戸	425戸
実 績					470戸	468戸

表5：第2次計画で示した農業従事者数の目標と現状

区 分	昭和 61年	平成 8年	平成 11年	平成 16年	平成 21年	平成 26年
前計画 (目標)	1,380人	1,223人	1,074人	1,091人	1,035人	980人
実 績					1,038人	1,020人

表6：農家戸数及び専業・兼業の別

年度	種別	専 業	兼 業		内 自給のみ	総戸数
			第1種兼業	第2種兼業		
平成 16年度	戸 数	11	28	436	(調査無)	475
	割合(%)	2.3	5.9	91.8	----	100
平成 25年度	戸 数	10	20	438	119	468
	割合(%)	2.1	4.3	93.6	25.4	100

(平成16年度・平成25年度府中市農業概要)

(2) 農業従事者の高齢化

平成16年度の農業従事者の平均年齢は62.0歳、平成25年度で65歳と、年々高齢化しており、農家戸数及び農業従事者の減少とともに、府中市の農業の継続にとって深刻な問題となっています。

これは、新規就業者が少ないことが主な原因であり、理由としては他産業並みの収入が得られないこと、相続により農地が減少することが予測され、将来性が見込めないことなどが考えられます。

平成16年度に行った農業生産団体に加入している農家のアンケートでは、後継者がいない農家が27.1パーセントでしたが、平成25年度では30.5パーセントと増加しており、後継者不足が徐々に進んでいます。

表7：農業後継者の有無

区 分	平成16年度		平成25年度	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
本人	24	24	70	17.4
子ども	31	31	155	38.5
いない	26	26	123	30.5
検討中	15	15	43	10.7
無回答	4	4	12	3.0
合 計	100	100	403	100

(平成16年度・平成25年度農家アンケート)

【第2次計画からの経過】

農業従事者の平均年齢は第2次計画策定期では58.8歳でしたが、平成16年度には62.0歳、平成25年度には65歳と、更に高齢化が進んでいます。

また、50歳未満の農業後継者で構成する府中市農業後継者連絡協議会の会員数は、第2次計画の策定時は75人前後で推移していましたが、平成16年度には63人、平成25年度は56人と若干減少しています。

表8：年齢別農業従事者数と割合

年度	区 分	30歳以下	31～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	81歳以上	不明(無回答)	合 計
平成16年度	人 数	26	79	128	232	270	251	105	---	1,091
	割合 (%)	2.4	7.2	11.7	21.3	24.8	23.0	9.6	---	100
平成25年度	人 数	26	62	115	179	246	211	166	15	1,020
	割合 (%)	2.5	6.1	11.3	17.5	24.1	20.7	16.3	1.5	100

(平成16年度・平成25年度府中市農業概要)

(3) 家族労働

農家1戸当たりの平均農業従事者数は平成16年度が2.3人、平成25年度が2.2人、農業従事者に占める女性の割合は平成16年度が46.2パーセント、平成25年度が42.2パーセントで、夫婦や親子など家族労働を単位とした経営が中心となっています。

農家アンケート調査で、後継者不足などの労働力不足への対応の問いでは、「家族でできる範囲で対応する」が半数以上を占め、家族労働で対応していくことがうかがえます。

人を雇うためには、賃金を払えるだけの収入が得られることが必要ですが、「パートを雇う」と回答したのが、平成16年度12パーセントから平成25年度7.2パーセントへ、「人（常勤）を雇う」と回答したのが7パーセントから2.2パーセントへとそれぞれ約5パーセント減っています。

労働力不足への対応として、援農ボランティアの受入れを考えている農家は、平成16年度で13パーセント、平成25年度で13.4パーセントとほぼ横ばいですが、平成16年度で17戸の農家で88人、平成25年度で28戸の農家で128人と実数は増加しています。

表9：後継者不足などの労働力不足への対応（複数回答）

回答選択肢	平成16年度		平成25年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
家族でできる範囲で対応する	51	51	222	55.1
機械化などによる省力化を図る	49	49	105	26.1
うね売り、株売りなど手間のかからない方法で対応する	17	17	26	6.5
規模を縮小する	14	14	54	13.4
農作業を市民ボランティアに手伝ってもらおうようにする	13	13	54	13.4
パートを雇う	12	12	29	7.2
人（常勤）を雇う	7	7	9	2.2

(平成16年度・平成25年度農家アンケート)

3 農業経営

(1) 消費者ニーズに合った販売方法

農産物の販売は、昭和30年代はほとんどが市場出荷でしたが、近年では都市化が進み、消費者が身近にいるため経営として成り立つこと、農家の減少に伴い共同出荷体制が整わず、個人出荷では市場性が低いこと、近隣の市場の閉鎖などから、個人直売所での販売、共同直売所への出荷及び観光農業に取り組む農家が増えています。

自宅や農地の一角に直売所を設置し野菜の直売(庭先販売)を行う農家や、マインズ農業協同組合(以下「JAマインズ」といいます。)西府支店及び多磨支店にある「マインズショップ」や「府中特産品直売所」(平成17年開設)、「郷土の森観光物産館」(平成23年開設)といった共同直売所に出荷する農家、スーパーの地場産コーナーに出荷する農家なども年々増加しています。

また、観光農業として「ぶどう園」、「ブルーベリー園」、「ハーブ園」、「ねぎのうね売り」、「じゃがいものうね売り」などを行う農家も増えています。平成15年度から開設され始めた体験型農園は、押立町、緑町などに現在5園ありますが、応募者が多数のため抽選で利用者を決めるほど人気があります。

平成4年度から始まった学校給食への出荷量は年々増えており、野菜だけでなく米や果実なども出荷されています。平成25年度の府中産農産物の使用量は、全体農産物総使用量の3.77パーセント、21,000kg超となっています。

これらの取組は、市内で生産された農産物を市内で消費するという地産地消の観点から今後も拡大していくと考えられます。

農家アンケート調査で農産物の販売方法を聞いた結果は、表10のとおりです。平成16年度と平成25年度を比較して、市場出荷が37パーセント減少し、共同直売所出荷が11.8パーセント増加していることが特徴です。

表10：農産物の出荷及び販売の方法（複数回答）

回答選択肢	平成16年度		平成25年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
市場出荷	51	51	56	13.9
個人で行っている直売	54	54	149	37.0
共同直売所への出荷	17	17	116	28.8
スーパー・小売店	11	11	43	10.7
うね売り・株売り	7	7	16	4.0

(平成16年度・平成25年度農家アンケート)

(2) 65パーセントの農家が現状維持

農家アンケート調査で、今後の農業経営の方向を聞いた結果は、表11のとおりです。

都市部の地価の高騰などから経営（農地）を拡大することが難しいこと、人を雇うほど収入が見込めないため家族労働で対応しなくてはならないことなどから、平成16年度は80パーセントの農家が「現状の経営を維持していきたい」と考えていましたが、平成25年度は65パーセントに落ち、さらに18パーセントが縮小したいと回答して、農業経営の縮小傾向がうかがえます。

表11：今後の農業経営の方向

回答選択肢	平成16年度		平成25年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
経営を拡大したい	7	7	25	6.2
現状を維持したい	80	80	264	65.5
経営を縮小したい	9	9	73	18.1
その他	4	4	41	10.2
合 計	100	100	403	100

(平成16年度・平成25年度農家アンケート)

(3) 農業収入の低迷

経営耕地面積が少ないことや農産物の価格低迷などの影響で農業収入は低く、労働に見合った他産業並の収入を得ることが難しい状況です。

また、表6のとおり、市内の農家のうち第2種兼業農家が占める割合は、平成16年度91.8パーセント、平成25年度93.6パーセントとなっています。これは、労働的には農業を中心にしているにもかかわらず、農業収入が低いため、農地の一部にアパートや駐車場を作るなど不動産収入と併せた収入で生活せざるを得ない状況にあるといえます。販売農家数や販売金額は、表12のとおりです。

農業従事者の確保の面からも、農業収入を増額・安定させる取組が必要です。

表6：農家戸数及び専業・兼業の別（再掲）

年度	種別	専業	兼業			総戸数
			第1種兼業	第2種兼業	内 自給のみ	
平成16年度	戸数	11	28	436	(調査無)	475
	割合(%)	2.3	5.9	91.8	----	100
平成25年度	戸数	10	20	438	119	468
	割合(%)	2.1	4.3	93.6	25.4	100

表12：農産物販売金額規模別農家数 - 販売農家 -

販売額 (1年当たり)	2000年（平成12年）		2010年（平成22年）	
	農家戸数	割合(%)	農家戸数	割合(%)
販売なし	22	8.7	15	7.7
15万円未満	23	9	30	15.4
15～50万円	34	13.4		
50～100万円	35	13.8	27	13.8
100～200万円	39	15.4	36	18.5
200～300万円	26	10.2	25	12.8
300～500万円	28	11	26	13.3
500～700万円	23	9	16	8.2
700～1,000万円	8	3.1	8	4.1
1,000～1,500万円	6	2.4	9	4.6
1,500～2,000万円	1	0.4	0	0.0
2,000～3,000万円	2	0.8	0	0.0
3,000万円以上	7	2.8	3	1.5
合計	254	100	195	100

(2000年・2010年農業センサス)

(4) 25パーセントの農家が販売なし

市内の農業者の専業と兼業の別は表6のとおりで、第2種兼業農家のうち自給農家の割合が平成25年度で25パーセントとなっています。販売のない自給農家は、自家用の米を生産している場合や経営耕地面積が狭い、出荷先がないなどの理由で販売を行っていない農家です。

表6：農家戸数及び専業・兼業の別（再掲）

年度	種別	専業	兼業			総戸数
			第1種兼業	第2種兼業	内 自給のみ	
平成16年度	戸数	11	28	436	(調査無)	475
	割合(%)	2.3	5.9	91.8	----	100
平成25年度	戸数	10	20	438	119	468
	割合(%)	2.1	4.3	93.6	25.4	100

(平成16年度・平成25年度府中市農業概要)

(5) 作物別の現状

ア 稲作

昭和40年代半ばから米の過剰在庫の調整のため米の生産調整が行われた結果、米の生産は大幅に減ってきました。近年では、遺産分割に伴う農地

の売却、宅地化、公共事業の協力、道路建設などにより、まとまった稲作地帯であった四谷地区の水田が、大幅に減少しています。生産される米のほとんどが自家用米となっていますが、一部は学校給食や共同直売所へ出荷されています。

また、古代米（黒米及び赤米）も生産されており、販売単価が高いこと、黒米うどんや黒米焼酎などに加工され、府中特産品に選定されるなど、需要が見込まれることから、生産者は増加傾向にあります。今後も、黒米うどんや黒米パンなど新たな特産品としての利用が期待されています。

市内には、農業用水を管理する4つの用水組合がありますが、稲作農家の減少に伴う組合員数の減少及び組合員の高齢化により、組合の運営及び用水路の維持管理に影響が出ています。

農業用水は、稲作に必要であるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や身近な水辺空間としての機能も有しており、水田とともに計画的に残していくことが必要です。

表 13：水稲作付け農家戸数、面積及び生産量の推移

区 分	昭和 61年度	平成 8年度	平成 16年度	平成 25年度
戸数	256	181	136	104
面積 (a)	5,054	3,874	2,133	2,353
生産量 (トン)	190	139.3	78.3	90.3

(府中市農業概要)

表 14：市内の農業用水組合

団体名	平成25年度		かんがい区域	水源	取水方法
	組合員数 (人)	かんがい 面積 (ha)			
西府用水組合	91	22.4	四谷地域・住吉町地域 南町地域・日新町地域	多摩川	ポンプアップ
府中市用水組合	49	8.1	南町地域・矢崎町地域 是政地域・分梅町地域	多摩川 地下水	自然流下と ポンプアップ
多磨用水組合	25	3.9	押立町地域 小柳町地域	地下水	ポンプアップ
二ヶ村用水組合	13	0.2	押立町地域	地下水	ポンプアップ

イ 畜産

30年前までは酪農、養鶏及び養豚が盛んに行われ、それぞれ組合もありましたが、畜産物の価格低迷や都市化による飼育環境の悪化などの影響で、現在では、養鶏農家1戸にまで減少しています。

鶏卵は、共同直売所やスーパーなどで、府中産の鶏卵として販売される

ほか、養鶏場前の卵の自動販売機でも販売されています。

鳥インフルエンザ対策や家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行などにより、環境に配慮した畜産経営を行っていくことが必要です。

ウ 野菜

府中市の特産物として、小松菜やわけぎなどの単品目を専門に生産・出荷する組合がありますが、近年では直売による販売が増加しているため、年間を通じて多品目を少量ずつ生産する農家が増えてきています。

市内には、農事研究会連合会（野菜全般）、押立営農組合（小松菜）及び是政出荷組合（わけぎ）があります。

押立営農組合及び是政出荷組合は、ブランド性をいかし市場出荷やスーパーとの契約栽培などを行っています。

府中農産物出荷組合、郷土の森農産物出荷組合、西府農産物直売会及び多磨地区生産者協議会は、共同直売所への出荷を行い、給食センター出荷の会は、学校給食への出荷を行っています。

このほか、東京都のエコファーマーの認証を取得し有機栽培を行うグループや古代米研究会など、消費者ニーズを取り入れた様々な魅力的な経営が行われています。

エ 果実

府中市の特産品として、多摩川沿いで栽培されている梨が「多摩川梨」として有名ですが、高齢化などの理由により栽培農家は年々減っています。

「稲城」、「豊水」、「幸水」など人気のある高品質な品種の栽培が行われており、販売方法はほとんどが宅配便による地方発送と直売です。

梨生産者で組織する果実生産出荷組合では、平成16年度からトレイサビリティシステムの導入に取り組み、生産情報の提供を行っています。

梨のほかにも、ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー、栗、柿など多くの果実が生産されています。ぶどう狩りやブルーベリーの摘み取りなど、観光農業を行っている農家もあります。

オ 植木・花き

市内には植木を主体とする植木花卉生産組合と花きを中心とする花卉園芸組合があります。

植木花卉生産組合は、かつては造園用の五葉松やツゲなど大型の植木の生産が主体でしたが、住宅面積が狭くなり植木を植えるスペースがなくなってきたことや景気の低迷などの影響で、現在では造園用の植木から盆栽、花き、鉢物、芝、グランドカバーなどさまざまな品目が変わっています。

花卉園芸組合は、かつては夏菊の生産が主体でしたが、現在では鉢物や

切花など消費者ニーズに合った多種品目の生産が増えてきています。生産物は、市場及び直売がおおむね同数です。また、市の委託業務である公園の植え込みや公共花壇の植付けなども行っています。

ク 椎茸

椎茸栽培者で組織する椎茸生産出荷組合があり、被覆材などで人工的なほだ場を作り原木を使った栽培を行う農家のほか、遮光型のビニール温室内で菌床栽培を行っている農家があります。

生産物は、直売や共同直売所へ出荷されており、「生椎茸」は府中観光協会推奨品になっています。

【第2次計画からの経過】

魅力ある農業経営の支援のため盛り込まれた第2次計画の主な施策の実施状況は次のとおりです。

○ 認定農業者及びエコファーマーの支援

平成18年度から認定農業者制度（農業経営改善計画の認定）を開始し、初年度に53組認定しました。認定期間は5年間で、更新を含め平成25年度で65組が認定されています。

エコファーマーについては、平成26年度現在、東京都の認定を受けている農業者は16組です。また、平成26年度から東京都は、化学合成農薬及び化学肥料を削減して作られる農産物を認証するエコ農産物認証制度を開始しました。平成26年10月現在、府中市でエコ農産物の認証を受けた農業者はいませんが、申請予定者はいますので、今後増加が見込まれます。

市では、平成20年度から認定農業者やエコファーマー等の行う農業経営改善事業に対する補助制度を開始しましたが、平成26年度からエコ農産物の生産農業者も対象に追加しています。平成25年度は13組の認定農業者の利用がありました。

表 15：府中市の認定農業者数

区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
経営体数	53	65	67	71	73	63	64	65
個人	37	46	48	50	51	40	37	37
共同	15	18	18	20	21	22	26	27
法人	1	1	1	1	1	1	1	1
農業者数	86	104	106	112	115	95	104	106
男性	72	86	88	93	96	76	81	82
女性	14	18	18	19	19	19	23	24

○ 共同直売所の設置の支援

府中市内の共同直売所は、平成4年にJAマイنز西府支店内にマイنزショップがオープンしたことが先駆けです。

第2次計画期間に、市中心部への共同直売所の設置を農業者及びJAマイنزから要望され、平成17年に府中駅前の再開発地区の仮店舗を利用して府中特産品直売所が開設されました。その後、平成19年に市東部にマイنزショップ多磨支店が、平成23年に郷土の森観光物産館内に共同直売所が開設されました。

共同直売所それぞれに出荷組合が組織され、JAマイنزが運営を支援しています。

4 市民とのふれあい

(1) 農地・農業を活用した各種事業への期待

平成25年度の市政世論調査で、農業振興に力を入れるべき施策を調査した結果は、表16のとおりです。

「農産物の直売」や「学校給食への供給」、「子どもの農業体験」など、多くの事業の充実が期待されています。

表16：今後実施又は拡大してほしい施策（複数回答）

回答選択肢	回答者数	割合(%)			
農産物の直売所の拡大・整備	321	38.4	新規就農者支援	68	8.1
学校給食への農産物の使用・供給の拡大	279	33.4	市内産農産物を使った加工品の開発	61	7.3
子どもを中心とした農業体験や食育の推進	201	24.0	環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農地の保全	60	7.2
農産物の購入場所や入手方法の情報提供	181	21.7	特産品の研究・開発	56	6.7
農業後継者の確保・育成	174	20.8	農業・農地を活用した環境教育の実施	56	6.7
各種イベントでの農産物の直売	138	16.5	援農ボランティアの育成と活動支援	49	5.9
循環型農業の推進	116	13.9	観光農園の拡充	43	5.1
農業経営への支援	103	12.3	農業体験の拡充と情報提供	34	4.1
有機・減農薬栽培などの指導・支援・販売	99	11.8	農業振興施策の策定	25	3.0
市内産農産物を使った飲食店の拡大	85	10.2	合計	836	

(平成25年度市政世論調査)

【第2次計画からの経過】

第2次計画は、将来像を「豊かな市民生活を支える府中農業」とし、市民とのふれあい農業の推進に力を入れた計画でした。

計画に盛り込まれた主な施策の実施状況は次のとおりです。

○ 学校農園の拡充

小学校の農業体験事業は、総合学習を通じて実施されてきましたが、市の農業振興策としての学童農園事業も平成19年に開始しました。また、JAマインズによる体験授業も実施されており、平成25年に農業体験を実施した小学校は22校中21校になります。

5 市民の府中農業に対する意識

(1) 多様な農地の役割

市政世論調査で、府中市内の農業・農地についてどのような機能や役割を期待しているか調査した結果は、表 17 のとおりです。

市民は、農地を農産物の生産場所という機能だけでなく、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」、「地域コミュニティ」など様々な機能を有する場所として認識していることがうかがえます。

表 17：府中市内の農業・農地について期待していること（複数回答）

回 答 選 択 肢	平成25年度	
	回答者数	割合 (%)
新鮮で安全な農産物の供給	617	73.8
食育などの教育的役割	242	28.9
生活への潤いや安らぎの提供	188	22.5
災害時における避難場所などの防災機能	149	17.8
自然や環境の保全機能	319	38.2
地域産業の活性化	260	31.1
地域の伝統・文化の継承	73	8.7
農業体験を通じたコミュニティの醸成	135	16.1
身近なレクリエーションの場	48	5.7
合 計	2,031	

(2) 7割以上が「農地を残してほしい」

市内の農地が減っていくことに対して感じていることを調査した結果は、表 18 のとおりです。

「これ以上農地を減らさないでほしい」と「できる限り農地を残してほしい」を合わせた割合が7割強になっています。

一方、「都市化が進んでいるのでやむを得ない」と回答した人が、2割強います。

表 18：農地が減ることについてどう思うか（択一式）

回答選択肢	平成25年度	
	回答者数	割合 (%)
これ以上農地を減らさないでほしい	155	18.5
できる限り農地を残してほしい	456	54.5
都市化が進んでいるのでやむを得ない	175	20.9
宅地化は土地の高度利用なので好ましい	25	3
その他	15	1.8
合計	826	100

(3) 市に力を入れてほしいこと

市政世論調査で、農業振興のため市がどのような施策・事業に取り組むべきかの問いについての回答は、表 16 のとおりです。

直売所の拡大・整備や学校給食への利用拡大、購入場所等の情報提供など地産地消に関することが上位を占め、その他、子どもの農業体験・食育の推進が上位にあります。

表 16：今後実施又は拡大してほしい施策（再掲）

回答選択肢	回答者数	割合 (%)
農産物の直売所の拡大・整備	321	38.4
学校給食への農産物の使用・供給の拡大	279	33.4
子どもを中心とした農業体験や食育の推進	201	24.0
農産物の購入場所や入手方法の情報提供	181	21.7
農業後継者の確保・育成	174	20.8
各種イベントでの農産物の直売	138	16.5
循環型農業の推進	116	13.9
農業経営への支援	103	12.3
有機・減農薬栽培などの指導・支援・販売	99	11.8
市内産農産物を使った飲食店の拡大	85	10.2
新規就農者支援	68	8.1
市内産農産物を使った加工品の開発	61	7.3
環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農地の保全	60	7.2
特産品の研究・開発	56	6.7
農業・農地を活用した環境教育の実施	56	6.7
援農ボランティアの育成と活動支援	49	5.9
観光農園の拡充	43	5.1
農業体験の拡充と情報提供	34	4.1
農業振興施策の策定	25	3.0
合計	836	

6 農業を取り巻く税制度・農地制度

(1) 農業を続けていくための障害は相続税の負担

農家アンケート調査で、「農業を続けていくために障害となっていること」を調査した結果は表 19 のとおりで、「相続税の負担」や「農地周辺の開発」、「農業収入が少ない」などが主な理由となっています。

表 19：農業を続けていくために障害となっていること（複数回答）

回答選択肢	平成25年度	
	回答者数	割合 (%)
相続税の負担	253	63
農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している	154	38
農業収入が少ない	137	34
後継者がいない	106	26
販売先がない	9	2

○ 生産緑地制度と宅地並み課税制度

平成4年度から、市街化区域内の農地の宅地への利用転換を促進するために、宅地並み課税制度が導入され、同時に農地の公共用地などへの利用転換を目的として、生産緑地法の改正も行われました。この結果、市内の農地は生産緑地法に基づく生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地（宅地化農地）に区分されました。

それぞれの特徴は、表 20 のとおりです。

表 20：生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地の特徴

区分	生産緑地地区内農地	宅地並み課税農地
固定資産税	生産緑地課税（年） 約 1.7 円/m ² （畑）・約 2.1 円/m ² （田）	生産緑地の 200～250 倍程度 （宅地並み課税）
農地以外への転用	指定後 30 年若しくは農業従事者の死亡又はそれに準ずる故障があった場合のみ	届出
相続税の納税猶予制度の適用	適用される	適用されない

【生産緑地評価額 108 円/m²（畑）・126 円/m²（田）】

これまで、主に宅地化農地が減少してきましたが、農業従事者の死亡や故障による生産緑地の減少も目立っています。農業従事者の高齢化が進んでいるため、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

生産緑地の指定については、平成23年から生産緑地を相続等により解除したものの、そのまま農地として残っている農地の再申請も受け付け、平成24年度約1.0ヘクタール、平成25年度約2.5ヘクタールの追加指定を行いました。

市内の生産緑地農地のほとんど全てが、平成4年度から30年経過した平成34年度に、その農地の所有農家から買取り申出が行えることとなりますが、その時点が、市内に農地が残るかどうかの大きな分岐点になると考えられます。

○ 相続税の納税猶予制度

平成4年度の租税特別措置法改正に伴い、農地に係る相続税の納税猶予の適用は、三大都市圏では生産緑地のみとなり、納税猶予期間も一生涯となっています。

しかし、農家の生計の実態は、農業収入だけでは十分ではなく、アパートや駐車場などの不動産収入で補っているのが現状です。そのため、相続が発生したときに、農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けたとしても、その不動産に係る相続税を納税する余裕がないために、農地を売らざるを得ないことが農地の減少する大きな原因となっています。

第3章 府中農業の課題

前章で示した現状を踏まえ、将来にわたって府中市に農地・農業を残していくために、この先7年間で取り組まなければならない主な課題は、次のとおりです。

1 農地

毎年、約4ヘクタール（全農地面積の約2.6パーセント程度）の農地が減少しています。このペースで推移すると、35年後には市内から農地がなくなってしまいます。

個人の資産である農地が、相続税の納税のためなどの理由で処分されることは、やむを得ない部分もあります。しかし、多くの市民がこれ以上農地を減らさないでほしいと望んでいるとともに防災や環境、教育など様々な面で市民生活に貢献している農地を将来にわたって残すために市が支援していくことが必要です。

また、緑被率の観点などからも農家が所有している屋敷林や樹林地などを残すための支援も必要です。

農地の細分化及び住宅との混在化が進み、農作業などに支障を来すことが予測されるため、まとまりのある農地として残すことや近隣住民と農家のルールづくりなども必要です。

2 農家戸数と農業従事者

農家戸数・農業従事者共に減少傾向にあります。新規就農者を増やすためには、農業経営が成り立つ環境づくりや不安材料となっている相続税などの農地税制問題の解決が必要です。農家の農業技術の向上、先進技術の導入などについても支援が必要です。

農業従事者の高齢化については、省力化のための技術・経営指導や機械化の支援、援農ボランティア制度の拡充に努めるとともに、地域における高齢者農業従事者へのヘルプネットワークの構築なども必要です。

また、将来にわたって府中市に農地・農業を残すためには、次世代を担う農業後継者の確保や育成支援が重要であり、農業後継者や定年退職後の就農者に対する重点的な施策の展開が必要です。

さらに、直売や観光農園の拡大に伴い、女性の発想による新たな経営も必要になってきているため、女性農業者の意見の把握や参画・活動の場の拡大が望まれています。

3 農業経営

1戸当たりの経営耕地面積が少ないことや農産物の価格低迷などの理由

で、農業収入は低迷しており、農業収入だけで経営を安定させるのは難しい状況にあります。

また、65パーセントの農家が今後の経営について現状維持としています。

農業収入だけで経営を安定させるためには、単位面積当たりの収益を上げることや、商業者と連携した事業や農業者自身による6次産業化によるブランド化、また加工品など付加価値を付けた販売を行うことが必要です。

消費者が身近にいるという好条件（立地・流通コスト削減など）をいかせる農業を支援するとともに、経営規模にあった出荷先の確保に努めていくことが必要です。

4 農業と市民とのふれあい

市民から農地・農業を活用した様々な事業の実施が期待されています。

多くの市民から「農地を残してほしい」という声が寄せられています。後継者不足・担い手不足など農業者だけでは解決できない問題もたくさんありますが、農業者と市民とが一体となって、援農ボランティア制度の充実、協働などの実現に取り組んでいける仕組みづくりが必要です。

5 市民の府中農業に対する理解

多面的な機能を持つ農地・農業を理解してもらうため、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」、「地域コミュニティ」など様々な面から都市農業のPRを進めて行くことが必要です。

体験型農園など農業体験や直売所での購買を通じて、都市農業の実情や農業の大切さを知ってもらう事業も必要です。

6 農業を取り巻く税制度・農地制度

農業を続けていくための大きな障害は相続税の負担と均分相続による農地の細分化及び宅地化の問題です。地価が高く、税負担の大きい三大都市圏で相続が発生しても農地・農業が残せるよう都市農業独自の経営基盤体制の構築や支援制度の確立と都市計画における街づくりや農地制度・税制度の改正などを農業団体とともに国や関係機関などへ積極的に要請することが必要です。

7 循環型農業の推進

限られた面積の農地を繰り返し耕作しなければならない都市農業では、良質の農産物を生産するため、有機質堆肥を投入した土作りが重要です。数少ない畜産農家や競馬場厩舎等から畜産堆肥を入手しやすくすることや、給食残さを原料とした堆肥の利用及び平成23年の原発事故以降見合わせている公園等の樹木のせん定枝チップ・落葉の堆肥化の再開について検討を進めることが必要です。

第4章 府中農業の振興

1 府中農業の将来像

(1) 府中農業の将来像

第2次計画では「50年先にも市内に農地・農業を残す」という目的の下、各種の施策及び農業者・農業関係者の行動が展開され、農地の減少傾向を緩和させました。

第3次計画では、次のステップとして市民協働も含め、全ての市民が行動すべく、府中市の農業の将来像を次のように設定します。

府中農業の将来像

市民の笑顔をつくりだす

新しい府中の農業

第6次府中市総合計画の都市像「みんなで創る 笑顔あふれる住みよいまち」の特に『笑顔あふれる』の源泉となりうる府中の農業を目指します。

「新しい」とは

- フレッシュで安心安全な農産物
- 若い農業担い手
- 新しい農業経営
- 新たな農業体験の場、農業公園

(2) 府中農業振興の基本方針

相続や遺産分割などにより減り続ける農地、農地近隣が宅地化されることなどにより農業環境が悪化しています。気候不順、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷及び資材の値上がりによる農業収入の減少による生産意欲の低下など都市農業の未来は決して明るいとはいえません。

将来像の「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」を実現するため、次のとおり農業振興の基本的視点を定め施策を展開します。

農業振興の基本方針

- 1 農地を残す
- 2 担い手の育成・確保
- 3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進
- 4 ふれあい農業の推進

(3) 施策の体系

農業振興の将来像	
市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業	
	<p>1 農地を残す</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の保全 (2) 土地税制・土地計画制度に関する国等への要望 (3) 農地周辺的生活環境の保全 (4) 農地の有効活用 (5) 相続が発生しても農地が残る経営の研究 (6) 環境にやさしい農業の推進 (7) 農業用水路の保全 (8) 農地の多面的機能の活用 (9) 農地の効用の市民へのPR
	<p>2 担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業後継者を育成・確保 (2) 認定農業者やエコ農産物生産者への支援 (3) 女性農業者の参画の推進 (4) 市民援農ボランティアの育成・活用 (5) 省力化栽培の支援 (6) 生産技術の向上への支援 (7) 活力ある農業経営体の育成
	<p>3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営に合った流通ルートの確保 (2) 付加価値の高い経営の支援 (3) 安全な農産物の供給 (4) 学校給食への出荷の拡大 (5) 個人直売所の支援 (6) 共同直売所の運営の支援 (7) 体験型農園の拡大 (8) 農業法人の設立の支援 (9) 農業経営改善事業の支援 (10) 積極的なPR活動の展開
	<p>4 ふれあい農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業と市民のふれあう活動の実施 (2) 農業体験事業の実施 (3) 体験農園・観光農園等の整備への支援 (4) 市民農園の整備 (5) 市民援農ボランティア制度の推進 (6) 農業公園の開設

2 将来像を達成するための基本指標

この計画は、「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業を将来像」に、この先の7年間（平成27年度から平成33年度まで）を計画期間とし、実施すべき施策をまとめたものです。

農地・農業を残すためには、その基盤である農地と担い手の減少を抑え、維持・確保していくことが重要です。このためには、抜本的な税制の改革なども必要になってきますが、ここでは、農地・農業を残すために7年先の農地面積や農家戸数などを基本指標として提示し、これを実現するために各種農業振興施策を展開し、府中農業の振興を図っていくこととします。

(1) 7年先の農家戸数と農業従事者数

現在、農家戸数は、年間約1戸程度減少しています。非農家が新たに農地を取得し農業を始めることは現実的に困難であることから、減少傾向は続くと考えられます。

農業従事者についても、労働態様が家族労働で続くと予測されますので、農家戸数同様に減少傾向が続くと考えられます。

このことによって生じた労働力の不足については、機械化や市民援農ボランティアの育成、農作業の受託組織の育成などで対応します。

この計画では、将来にわたって農地を残すため、7年先の農家戸数を460戸、農業従事者数を980人とします。

表21：農家数と農業従事者の目標

平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	平成33年 (7年先の目標)
504戸	475戸	470戸	468戸	460戸
1,074人	1,091人	1,038人	1,020人	980人

(2) 7年先の農地面積

市内の農地は、原則として30年間の営農継続が約束される生産緑地（現在約102ヘクタール）と宅地並み課税の農地（宅地化農地／現在約50ヘクタール）に区分されます。現在、生産緑地は相続が原因で年間に約1.7ヘクタール、宅地化農地は年間に約2.3ヘクタールが転用されています。当面、年間約4ヘクタール程度減少していくことが予測されます。

将来にわたって残すことができる農地は、原則として30年間の営農継続が約束される生産緑地が中心になると考えられます。宅地化農地の生産緑地への新たな指定で相続による減少分を補うなどし、将来的に確保すべき農地面積は、生産緑地の120ヘクタールを基本とし、宅地化農地を加えた面積とし

ます。また、生産緑地を減らさないようにすることに加え、まとまりのある農地として残すことに努めます。

この計画では、7年先の農地面積の目標数値を125ヘクタールとします。

なお、生産緑地に指定された農地は、原則、指定から30年を経過したとき、又は主たる従事者が死亡したときに、市区町村長に対してその生産緑地を時価での買取りを申し出ることができますが、市区町村が買取りをせず、また買取りを希望する農業者がいない場合には生産緑地の指定が解除されます。指定が解除されれば、農地転用は届出制のため、容易に農地が転用されることとなります。現行の生産緑地は、平成4年に一斉に指定されたため、平成34年以降に買取り申出が行えることとなり、農地の存続に大きな影響があります。これに備えた対策を検討することが必要です。

表 22：7年先の農地面積の目標値

平成 11 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年	平成 33 年 (7年後の目標)
200ha	175ha	171ha	152ha	125ha

(3) 府中農業の中心となる農家戸数とその者に対する農地利用集積

効率的でかつ安定的な経営を行う農業者は、農業継続意欲が高く、府中農業の中心となる農家といえます。労働力と農業所得の両面から検討して、目標年度における中心的な農家数を77戸と設定し、認定農業者に認定するなど支援・育成体制を整えるものとします。

また、認定農業者等の府中農業の中心となる農家への農地集積を推進し、その集積目標を35パーセントにします。

しかし、市街化区域に農地がある府中市においては、農地の集積が困難であるため、ハウスなど施設化等の推進によって、農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていくこととします。

農地の利用関係の改善に関しては、関係機関と緊密に連携して、認定農業者等の状況に応じ、地域の地理的条件や営農類型の特性、農地の所有・利用状況、農業者の意向を踏まえて、効率的・安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組を促進します。その際、市は、関係機関とともに、こうした取組が効果的・計画的に展開されるよう、地域の農業者を始めとする関係者と協働し、認定農業者等が農業経営の改善を計画的に進めるための施策を進めます。

(4) 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする雇用労働や援農ボランティアなどの活用も

考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から農作業の省力化対策を積極的に取り入れます。経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により主たる従事者の1人当たりの年間労働時間は、おおむね1,800時間と設定します。

年間農業所得の目標は、中心的な農業者は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、おおむね年間1,000万円に設定します。経営規模の拡大や、集約的な農業の転換が困難な農業経営体や農業を主とする兼業農家は、おおむね年間600万円と300万円に設定します。

また、府中市は自給的農家が少なくないために10アール当たりの所得目標を15万円から30万円までと設定し、全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。

(5) 農業経営の改善

農業経営の規模拡大については、都市農業の利点をいかし、契約栽培や直売を中心とした地場流通を促進します。

生産方式の合理化については、新たな管理手法を取り入れ、機械や施設の更新を進めます。また、経営管理の合理化については、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。

農業従事の態様の改善については、臨時的雇用や援農ボランティアによる労働の軽減と、家族経営協定の推進による家族間の役割分担の明確化を進めます。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

府中市の新規就農者は毎年2、3人程度であり、就農形態は農業後継者で、他業種からのUターン就農が中心となっています。今後、担い手の高齢化及び農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都の農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、市の新規就農する青年等の確保の目標を年間4人とします。

新規就農者の年間総労働時間及び年間所得の目標は、(4)に示す程度の、労働時間が主たる従事者1人当たり1,800時間程度、農業経営開始から5年後の年間農業所得が300万円程度とします。

新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議と連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、JAマイン

ズ等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(7) 経営モデルの設定

経営モデルは、中心的な農家など府中市の農業を担う農業経営体を育成する目標として、次のように設定します。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、次に掲げる経営モデル④を指標とします。

— 農業所得・販売目標別経営モデル —

- ① 農業生産法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）
- ② 府中の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）
- ③ 地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）
- ④ 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

— 経営モデルのタイプ —

- I 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営
- II 市場や量販店等への出荷を中心とする農業経営
- III 生産と共に加工・販売にも取り組む農業経営
- IV 豊かな市民生活に貢献する農業経営

① 農業生産法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積(a) (施設面積 a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
植木	II	緑化木の生産流通と造園施工を行う経営	200 (施設 5) 200	2 + 雇用 2	シマトネリコ ソヨゴ コニファー類 ツツジ類等	クレーン付きトラック、バックホー及び根切チェーンソー

② 府中の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積(a) (施設面積 a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	I	施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営	120 (施設 40) 180	3 + 雇用 1	トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機及び予冷库
野菜	II	土地利用型野菜と集約型野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営	180 (施設 20) 360	3 + 兼業 1	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	園芸用ハウス、予冷库、シーダー、マルチャー、移植機及び野菜洗浄機
野菜	II	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ経営	50 (施設 40) 300	3 + 雇用 1	コマツナ	園芸用ハウス、予冷库及び野菜洗浄機
野菜	II	量販店等との契約出荷や市場出荷を主とした経営	200 (施設 20) 400	3 + 雇用 1	ホウレンソウ、コカブ、ミズナ、ニンジン等	園芸用ハウス、予冷库及び野菜洗浄機
花き	II	花壇苗の市場出荷や契約出荷を主とした経営	70 (施設 30) 120	3 + 雇用 2	花壇苗、鉢物類及び野菜苗	園芸用ハウス、自動かん水装置、バックホー、鉢用土混合機及び用土置場暖房機
花き	I・II	直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営	45 (施設 45) 90	3 + 雇用 2	シクラメン等の鉢物類	園芸用ハウス、暖房機、砕土機及び土入れ機
花き	I	切花を中心に共同直売所やインショップ、スーパーへの出荷を主とした経営	60 (施設 45) 120	4 + 雇用 1	ユリ、ストック、アスター、トルコギキョウその他切花	園芸用ハウス、予冷库及び自動液肥混入機
植木	I	ガーデニングや園上緑化等に向けた苗木生産を行う経営	150 (施設 20) 150	2 + 雇用 1	コニファー類、ツツジ類、グラウンドカバー類及びハナミズキ類	育苗ハウス、バックホー及び根切りチェーンソー

③ 地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積(a) (施設面積 a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	Ⅲ	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	80 (施設 20) 120	2 + 雇用 1	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サトイモ、菓子及び惣菜	園芸用ハウス、予冷庫及び加工施設
野菜	Ⅰ	集約的作目の直売や契約出荷を主とした野菜経営	50 (施設 40) 250	3	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	園芸用ハウス及び予冷庫
野菜	Ⅱ	軟弱野菜を主とした市場出荷経営	50 (施設 40) 250	2	コマツナ、ホウレンソウ及びエダマメ	園芸用ハウス、予冷庫及び野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	40 (施設 30) 240	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫及び野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	コマツナとエダマメの市場出荷を主とした経営	60 (施設 30) 240	2	コマツナ及びエダマメ	園芸用ハウス、予冷庫及び野菜洗浄機
野菜	Ⅱ	露地野菜の市場出荷を主とした経営	120 (施設 0) 240	3	キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等	移植機、予冷庫及び洗浄機
野菜	Ⅱ	農業体験農園と直売野菜を主とした経営	65 (施設 10) 90	3	トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等	園芸用ハウス及び体験農園施設
野菜	Ⅰ	共同直売所や庭先直売、インショップなど多様な販売方式による野菜経営	60 (施設 20) 120	3	トマト、キュウリ、インゲン、葉物、スイートコーン、ダイコン他	園芸用ハウス、予冷庫及び直売施設
野菜	Ⅰ	野菜、切り花、果樹のスーパーとの契約出荷、学校給食、直売を主体とした経営	80 (施設 20) 160	3 + パート 2	トマト、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、ホームユースフラワー及びブルーベリー	園芸用ハウス及び予冷庫
キノコ	Ⅰ・Ⅱ	キノコの生産を主とした経営	10,000床 (菌床栽培)	2 + パート 1	シイタケ及びシメジ	キノコ栽培用施設

④ 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

分類	タイプ	営農モデル	経営面積(a) (施設面積 a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	Ⅳ	農業体験型農園と野菜直売を主とした経営	50 (施設 0) 60	2	トマト、ナス及びホウレンソウ	園芸用ハウス 体験型農園施設
野菜	Ⅱ	野菜直売と農産物加工販売を組み合わせた経営	50 (施設 10) 80	2 + 雇用 1	スイートコーン、ダイコン、サトイモ、菓子及び惣菜	園芸用ハウス、 加工施設及び 予冷庫
野菜	Ⅱ	コマツナの市場出荷を主とした経営	25 (施設 5) 150	2	コマツナ	園芸用ハウス 及び予冷庫
花き	Ⅱ	花壇苗・鉢花を主とした市場出荷経営	40 (施設 10) 80	2	花壇苗及び鉢花類	園芸用ハウス 自動かん水装置
花き	Ⅰ	切花の直売を主とした経営	35 (施設 5) 50	1	ユリ、ストック、アスター等	園芸用ハウス 及び暖房機
果樹	Ⅰ	ナシ、ブドウを主とした経営	30 (施設 0) 30	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイ及びカキ	スピードスプレイヤー、かん水施設及び直売施設
果樹	Ⅳ	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	30 (施設 0) 30	2	ブルーベリー	防鳥網施設及び直売施設
植木	Ⅱ	植木の生産及び販売を主とした経営	80 (施設 10) 80	2	ハナミズキ、ツツジ類、シャラ、ヤマボウシ、ツゲ等	クレーン付きトラック及びバックホー
畜産	Ⅰ	庭先販売を主とした養鶏経営	30 2,000羽 (採卵鶏)	1.5	鶏卵	鶏舎、堆肥舎及び直売施設

(8) その他の農業経営基盤強化促進法に関する事項

府中市の農地は全域が市街化区域であり、農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業は該当しませんので、この計画の中で目標の設定はありません。

第5章 将来像を達成するための施策

農業の振興は、農地が保全され、農業経営が産業として展開されることが前提となります。さらにそれは、農業体験を始めとする市民と農業とのふれあいへ広がることとなります。この章では、府中農業振興の基本方針と農業者等の要望を踏まえて、次のとおり施策の展開や検討・研究を行います。

1 農地を残す

(1) 生産緑地の保全

生産緑地は都市計画等でも保全空間とされており、平成26年7月現在101ヘクタール指定され、市内農地の66パーセントを占めます。市内農地の保全には、この生産緑地の保全が重要なことから、農業委員会による農地パトロール及び肥培管理の徹底の指導を行います。

生産緑地に指定されている農地と一体化や整形化が図れる宅地化農地、特に相続のため一度生産緑地の指定を解除したものの、転用されずに残った宅地化農地については、生産緑地の再指定や追加指定を進めます。

また、対象農地の掘り起しを促進するため、この制度のPRや相談の拡充を行います。

(2) 土地税制・土地計画制度に関する国等への要望

府中市内の農地は、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等により、減少が続き、農地転用による宅地化が進んでいます。都市地域で農業が継続できるように相続税納税猶予制度の緩和や生産緑地指定面積の廃止など税制度・都市計画制度の見直しについて、都市農地保全推進自治体協議会、東京都農業会議等関係機関を通じて、国等へ積極的に要望します。

(3) 農地周辺的环境への配慮

農地周辺の宅地化が進み、薬剤を使用する病害虫の防除作業などに近隣住民へ配慮することが必要になっているため、防薬シャッターの設置、砂ぼこりを防ぐ柵の設置など農業者の行う環境対策を支援し、農地と住宅地との共存を目指します。

また、ハクビシンやアライグマ等、農作物に被害を与える動物が増えていることから、これら加害獣の駆除を進めるとともに、高病原性鳥インフルエンザの対策について進めます。

(4) 農地の有効活用の研究

高齢などの理由で耕作が十分できない低利用の農地の有効活用と遊休農地化の防止を図るため、市民農園としての活用や、経営拡大を目指す農業者へのあつ旋方法などの研究を行います。

また、相続税の納税猶予制度の対象となる農業者が経営する形式の体験型農園への移行の検討・研究を行います。

(5) 相続が発生しても農地が残る経営の研究

相続時の農地の処分を抑えるためには、相続税額や遺産の分割などについて事前に検討しておくことが必要です。

相続時の農地を残すことを想定した、相続税や生産緑地の学習会などを農業委員会やJAマインズなど関係機関と連携して開催します。

また、相続税など農地に関する相談体制の充実に努めます。

(6) 環境にやさしい農業の推進

都市の農業が地域に調和して持続的に発展していくためには、環境にやさしい農業を推進していかなければなりません。このため、農薬の使用量の低減など、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業への取組を農業者とともに推進していきます。

また、市内で産出された畜産堆肥や、落葉・せん定枝を原料とした堆肥の施用など循環型農業を推進していきます。

(7) 農業用水路の保全

農業用水は水稻や果樹の栽培に必要なだけでなく、水田とその周辺を含めた地域の景観形成として、また小動物の生息地の保全としても大切です。

現在の農業用水は、4用水組合によって運営され、府中用水と西府用水は多摩川から、多磨用水・二ヶ村用水と府中用水の一部は地下水から取水しています。府中用水の多摩川の取水口以外は、全てポンプにより取水しており、その稼働について支援を行います。市の管理施設である西府用水取水施設や用排水路については、適切に維持管理をします。

また、近年、稲作農家や果樹農家の減少から、用水組合員も減少しつつあり、草刈り等共同作業の一農業者の負担が大きくなっていることから、用水組合や市民参加による維持管理を推進及び支援します。

(8) 農地の多面的機能の活用

農地には生産活動だけではなく、環境や防災、コミュニティなど多面的な機能があります。こうした多面的機能をいかした農地の保全を進めます。

安らぎをもたらす緑豊かに農業が営まれ、ふるさとと感じる風景、いわ

ゆる農の風景を保全するため、まとまりのある農地や屋敷林・樹林地の一体的保全について研究を進めます。また、水田へのレンゲの栽培等緑肥を推奨することで、農の風景の醸成を図ります。

防災については、東日本大震災以降、最も期待される機能で、オープンスペースとしての農地を、一時避難場所や仮設住宅建設地としての使用や農業用井戸の災害時の生活用水の供給などへの活用の検討を進めます。

(9) 農地の効用の市民へのPR

市民生活に寄与する農地を保全することについて、幅広く市民の理解を得るため、農業まつりや総合学習の時間など様々な機会や媒体を通じてPRを行います。

<<基本方針に沿った各主体の役割分担>>

将来像を実現するための基本方針に沿って、市や農業者、JAマインズ、市民、農業関係機関等の各主体が展開する施策や行動については、次のとおりとします。

<市の施策>

- 生産緑地の追加指定及び再指定を進めるとともに、制度のPRをします。
- 農業委員会による農地パトロールを実施し、肥培管理を徹底させます。
- 相続税制の見直しを国等へ要望します。
- 農地周辺の住宅との共存を図るための整備に対し支援します。
- 農作物加害獣についての対策を推進します。
- 農業委員会による生産緑地や相続税制の勉強会を関係機関と連携して実施します。
- 環境保全型農業に取り組む農業者を支援します。
- 用水組合によるポンプ稼働電気料など用水を維持するための運営費の一部を補助します。また、用水路の共同清掃等の活動をする団体を支援します。
- 用水路や西府用水取水施設の適切な維持管理をします。
- 環境保全型農業の推進や農の風景の醸成のため、レンゲ等緑肥を推奨します。
- 農地の災害時の一時避難場所、農業用井戸の活用などの防災機能を検討します。また、多面的機能の効用を市民へPRします。

<農業者・農業者団体の行動>

- 農地の適切な肥培管理を行います。
- 生産緑地の追加指定及び再指定を積極的に検討します。
- 相続税に関する勉強会に参加し、将来の相続対策について検討します。
- 環境にやさしい農業に取り組みます。
- 団体の共同作業に参加するなど、農地周辺の環境保全に努めます。

○農地が多面的機能を発揮できるような管理を検討します。

＜JAマインズの施策＞

- 農業者の肥培管理に関する相談に対し助言をします。
- 生産緑地や相続税制の勉強会を市や関係機関と連携して実施します。
- 農作物加害獣についての対策を推進します。
- 農地の災害時の利用など、多面的機能の効用を農業者へPRします。

＜市民・市民団体に期待すること＞

- 援農ボランティアとして積極的に活動し、農地の適正な管理の支援をします。
- 用水路の清掃など共同作業の支援をします。
- 農地の災害時の利用など、多面的機能の効用を学習し、都市における農業について理解を深めます。

＜東京都・農業関係機関の施策＞

- 東京都及び東京都農業会議は、生産緑地、相続税及び土地計画の制度改正について国に要望をしていきます。
- 東京都は、都市農地の保全に寄与する事業に対し補助をします。
- 東京都土地改良事業団体連合会は、用水の維持について、市及び用水組合へ指導助言をします。
- 東京都及び東京都農業会議は、農地の多面的機能について市民へPRしていきます。

＜＜各主体の基本方針への関わり＞＞

先に挙げた市や農業者、JAマインズ、市民、農業関係機関等の各主体の基本方針への関わりの度合いを表で示します。

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京 都	農業 関係機関
1 農地を残す						
(1) 生産緑地の保全	◎	○	△	◎	○	△
(2) 土地税制・土地計画制度に関する国等への要望	○	◎	△	◎	◎	○
(3) 農地周辺の環境への配慮	◎	○	○	◎	○	○
(4) 農地の有効活用の研究	◎	○	○	◎	◎	△
(5) 相続が発生しても農地が残る経営の研究	◎	○	△	○	◎	△

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京 都	農業 関係機関
1 農地を残す						
(6) 環境にやさしい農業の推進	◎	◎	◎	◎	○	△
(7) 農業用水路の保全	◎	◎	◎	◎	△	○
(8) 農地の多面的機能の活用	◎	◎	◎	◎	○	△
(9) 農地の効用の市民へのPR	○	◎	◎	◎	◎	○

※ ◎印：主体となって施策に取り組む。

○印：施策実現に向けて、イベントや会議への参加など、支援・協力及び助言を積極的に行う。

△印：施策の実現に向けて、支援・協力及び助言を行う。

2 担い手の育成・確保

新たな時代を切り開く意欲ある農業経営者と援農ボランティアを支援します。

(1) 農業後継者の育成・確保

50歳未満の農家で構成する農業後継者連絡協議会の事業活動を支援します。

また、新規就農者が技術指導などを受けられる機会として、東京都農林水産振興財団の研修生制度並びに都及びJA東京中央会共催の「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」の活用とPRを行います。

(2) 認定農業者やエコ農産物生産者への支援

今後、認定農業者が地域の農業の担い手の中心になることが期待されることから、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者の認定を行うとともに、認定農業者の作成する経営改善計画が達成できるように、市や東京都農業改良普及センターなど関係部署からなる支援チームを設置し支援を行います。

都市地域では、認定農業者の条件が厳しくなる農業者も少なくないため、実情に合った新たな農業者制度の設置について検討します。

また、都のエコ農産物生産やエコファーマーの認定を受けた農業者については、持続性の高い農業生産方式の導入ができるように支援を行います。

(3) 女性農業者の参画の推進

女性農業者の農業経営の積極的参画を進めるため、家族経営協定の締結について推進します。

また、加工品や特産品づくりなど、女性農業者の行う活動を支援します。

さらに、女性の意見や発想を様々な分野で取り入れることができるよう、農業委員会への女性委員の登用などについて、関係機関と協議します。

(4) 市民援農ボランティアの育成・活用

農作業をボランティアで手伝いたいという市民を受入希望農家に派遣する、援農ボランティア制度を引き続き行います。援農ボランティア制度のPRを積極的に行い、啓発活動も行います。

市民農業大学の受講者や体験型農園の利用者などに、引き続き援農ボランティアとして活動してもらえよう、事業と連携した援農ボランティアの募集を行います。

援農ボランティア制度の充実を図るためにも、市民団体等グループ単位の援農ボランティアの受入体制などについての研究を行います。

援農ボランティアの育成については、援農ボランティア養成講座を実施している東京都農林水産振興財団等の関係機関や市内教育機関と連携し、研修の実

施について検討します。

(5) 省力化栽培の支援

高齢化や兼業農家など労働力不足の農家が農業を継続できるよう、作業の安全性と生産力が維持できる肉体的労働の補助となる機械の導入や市民が農産物を収穫するうね売りなど省力化が図れる農業経営の普及の支援を行います。

また、稲作など作業委託が可能な作物については、作業を受託する団体の育成の支援を行います。

(6) 生産技術の向上への支援

市民ニーズが高く良質な農産物が生産できるよう、東京都農業改良普及センター、J Aマインズ、東京都農林水産振興財団、東京農工大学農学部F Sセンターなど関係機関のネットワークの構築を行い、新品種の導入相談、堆肥施用実験、技術講習会など開催します。

また、生産技術の発表の場として、各種品評会を開催します。

(7) 活力ある農業経営体の育成

業種別農業生産団体や直売グループなどの団体が、農業経営の向上を目的として実施する特産化事業や出荷改善事業に対する支援を行います。

また、商業団体や観光団体などと連携した新たな商品開発や販売ルートの開拓をするため、関係機関との調整を行います。

<<基本方針に沿った各主体の役割分担>>

将来像を実現するための基本方針に沿って、市や農業者、J Aマインズ、市民、関係機関等の各主体が展開する施策や行動については、次のとおりとします。

<市の施策>

- 農業後継者の団体の活動を支援します。
- 農業経営改善計画の認定を行い、認定農業者を育成、支援します。また、認定農業者やエコ農産物生産者の農業経営に対し補助をします。
- 家族経営協定をPRし、家族の役割分担による農業経営を推進します。
- 女性農業者の経営活動を支援するとともに、女性農業委員の登用について、関係機関と協議を進めます。
- 市民の援農ボランティアの農業者への派遣をあっ旋します。また、研修会の実施を検討し、その育成を推進します。
- 労働力不足の農業者にうね売りの実施を勧めるとともに、そのあっ旋をします。
- 生産技術の発表の場として農業品評会を開催します。

- 農業生産団体の実施する特産化事業及び出荷改善事業に対し補助をします。また、商業団体及び観光団体との調整をします。

＜農業者・農業者団体の行動＞

- 農業後継者は、後継者団体等若手の団体に積極的に参加し、技術の向上や情報交換を行います。
- 農業経営を経営主だけに任せず、家族で役割分担を決め、家族それぞれが積極的に経営に参画します。
- 農業経営を改善するため認定農業者を目指します。また、認定農業者は経営の改善を進めます。
- 女性農業者は、加工品や特産品づくりなど女性の視点からの農業経営に参画します。
- 市民の援農ボランティアを受け入れ、その育成を進めます。
- 労力不足を補う、うね売りについて積極的に取り入れます。
- 農業者団体は、生産技術の向上のため技術講習会を開催し、農業者は積極的に参加します。
- 生産技術の発表の場としての、農業品評会に参加し、技術を競うとともに、消費者へPRします。
- 農業生産団体は、農業経営の向上のため、特産化事業及び出荷改善事業に取り組みます。また、商業団体及び観光団体との連携を図ります。

＜JAマイнズの施策＞

- 営農相談会を実施、農業者の経営及び生産技術に関する相談に対し助言をします。
- 認定農業者への営農支援を市及び関係機関と連携して実施します。
- 女性農業者の活動を積極的に支援します。
- 労力不足の農業者に対し、オペレータ制度の活用を促進します。
- 農業品評会を市と共催し、農業者の生産技術の向上を図ります。
- 農業出荷団体の活動及び運営に対して支援をします。

＜市民・市民団体に期待すること＞

- 援農ボランティアとして積極的に活動し、農業者の営農活動を支援します。
- 都市における農業について理解を深めるとともに、周囲の市民へPRします。

＜東京都・農業関係機関の施策＞

- 新規就農者のため、東京都農林水産振興財団は研修生制度、東京都及びJA東京中央会は共催でフレッシュ&Uターン農業後継者セミナーを実施します。
- 東京都や東京都農業会議は、認定農業者への営農支援を市やJAと連携して実施します。

- 援農ボランティアの育成について、市内教育機関や東京都農林水産振興財団は市と連携して研修会の実施を検討します。
- 農業品評会の開催に協力し、農業者の生産技術の向上を図ります。

＜＜各主体の基本方針への関わり＞＞

先に挙げた市や農業者、JAマインズ、市民、農業関係機関等の各主体の基本方針への関わりの度合いを表で示します。

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京都	農業 関係機関
2 担い手の育成・確保						
(1) 農業後継者を育成・確保	◎	○	△	○	◎	◎
(2) 認定農業者やエコ農産物生産者への支援	◎	○	△	◎	◎	○
(3) 女性農業者の参画の推進	◎	◎	△	◎	○	○
(4) 市民援農ボランティアの育成・活用	◎	◎	◎	◎	○	○
(5) 省力化栽培の支援	◎	◎	△	○	○	○
(6) 生産技術の向上への支援	◎	◎	◎	○	○	○
(7) 活力ある農業経営体の育成	◎	◎	△	◎	○	○

※ ◎印：主体となって施策に取り組む。

○印：施策実現に向けて、イベントや会議への参加など、支援・協力及び助言を積極的に行う。

△印：施策の実現に向けて、支援・協力及び助言を行う。

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

市場性の高い作物の導入を進めるとともに施設園芸など単位面積当たりの収益が高い農業、観光農業など付加価値の高い農業を振興し、また市民へ農産物を供給しやすい地産地消を推進し、農業経営がより魅力ある産業となるよう支援します。

(1) 経営に合った流通ルートの確保

農家の生産規模に合った、出荷先の確保の支援を行います。

小規模の農家には、少量でも出荷できる庭先販売や共同直売所への出荷の促進や、うね売りなど労力が軽減できる販売方法・栽培方法の指導・普及などを行い、販売農家を増やします。

また、規模の大きい農家には、契約栽培やスーパー、商店街、移動販売、市内事業所の社内食堂など出荷先の確保を関係機関と連携して進めます。

(2) 付加価値の高い経営の支援

市民ニーズが高く高収益が見込める観光農業や、市場性の高い作物が栽培できる施設園芸の導入など、収益性の高い農業経営を支援します。

また、商業団体や大学・市民団体と連携した事業や農業者自身の6次産業化による特産品の開発やブランド化など、付加価値の高い農産物の開発や販売ルートの確保を関係機関と連携して進めます。

特に府中観光協会推奨品（府中太鼓判）となっている黒米、黒米うどん、大房ぶどう「藤稔」、生椎茸等のほか、市場性の高いコマツナ、ワケネギ、グラントカバー等について、府中ブランドとしての特産化を図ります。

また、御前栽^{うり}瓜として府中にゆかりのあるマクワウリを、農業者及び関係機関と連携しながら、特産化及び商品化を図っていきます。

(3) 安全な農産物の供給

減農薬栽培など、消費者ニーズの高い安全な農産物の生産を振興するため、エコファーマーや東京都認証のエコ農産物栽培への取組について支援を進めます。

消費者に農産物の栽培履歴を提供するため、現在、果樹や黒米生産農家等で行っている農産物の東京都生産情報提供食品事業者登録制度（トレイサビリティ制度）の他品目への拡大、PRなどを進めます。

(4) 学校給食への出荷の拡大

旬の農産物ができる限り多く学校給食の食材として利用されるよう、品目・出荷量の拡大、品種の統一、出荷者の拡大などを図るため、出荷者と給食センター職員との意見交換会の開催や出荷規格の統一などを進めるとともに、学校

給食だよりや給食展などを通じ、学校給食で府中産農産物を利用していることを多くの人にPRします。

また、保育園や高齢者施設における府中産農産物の利用について推進を図ります。

(5) 個人直売所の支援

身近な場所で府中産の農産物が買える個人の直売所を支援するため、のぼり旗や陳列棚等開設に係る費用の助成や、農産物直売マップなどを作成・活用し、場所や販売品目のPRを行います。

(6) 共同直売所の運営の支援

現在、市内には、JAマインズ西府支店・多磨支店のマインズショップ、府中駅北にある府中特産品直売所、郷土の森公園にある府中観光物産館内直売所の4か所に共同直売所があります。

共同直売所は、少量生産の農業者でも出荷しやすく、また全体では多くの農産物が出荷されることから、農業者及び消費者双方にメリットがある販売といえますので、今後も継続的に運営を支援していきます。

また、出荷組合と連携し、消費者と意見交換をする場を設け、運営に反映していきます。

(7) 体験型農園の拡大

農業者が経営の一環として開設する体験型農園を拡大します。開設を希望する農業者のために、施設整備の支援を行います。

体験型農園の開設・運営に当たっては、農業会議の指導を受け、市民に喜ばれるような施設整備・運営を目指すとともに、税法上問題のない運営の研究を行います。

(8) 農業法人の設立の支援

新たな農業経営の在り方として、企業的な経営を行う農業経営法人化に取り組む農家については、都や関係機関と連携し、設立・育成を支援します。

(9) 農業経営改善事業の支援

都市地域で農地・農業を守り農業経営を継続している農業者の経営基盤を支えるため、認定農業者や市内に農産物を出荷している農業者など一定の条件を満たす農業者の行う生産能力の向上や労力の軽減を目的とする農業機械や農機具、農業用施設の整備などの農業経営改善事業を支援します。

(10) 積極的なPR活動の展開

各種のメディアを活用して、府中農業のPRを拡充します。

市のホームページや直売所マップに、都市農業の役割や直売所、旬の農産物などを掲載するとともに、メール配信などについても検討を行います。

また、イベントなどの機会を利用して、府中農業のPRを行います。

＜基本方針に沿った各主体の役割分担＞

将来像を実現するための基本方針に沿って、市や農業者、JAマインズ、市民、関係機関等の各主体が展開する施策や行動については、次のとおりとします。

＜市の施策＞

- 少量でも農産物の出荷ができるよう庭先販売や共同直売所への出荷促進を図るとともに直売所マップを作成するなどPR活動をします。
- 観光農園や体験型農園の導入や、ハウスなど園芸施設の整備に対し補助をします。
- 府中観光協会推奨品の農産物など特産農産物の積極的PRを行います。
- 商業者や大学、市民団体との連携や、農業者による6次産業による特産品や加工品開発などを支援します。
- エコ農産物生産者への支援をします。
- トレイサビリティ制度の拡大を進めます。
- 学校給食への出荷拡大を進めるとともに、農業者と給食センターとの意見交換会を実施します。
- 学校給食に府中産農産物が使われていることをPRします。
- 学校給食以外の保育所や高齢者施設での、府中産農産物の使用を進めます。
- 個人直売所の開設に対し補助をします。
- 共同直売所の運営に対し支援をします。
- 共同直売所の出荷組合と連携し、消費者との意見交換の場を設けます。
- 農業法人の設立に対し支援をします。
- 認定農業者等の経営改善事業に対し補助をします。また、関係機関と連携し経営改善事業を支援します。

＜農業者・農業者団体の行動＞

- 農産物を積極的に直売所へ出荷するとともに、販売先を積極的に開拓します。
- 観光農園やハウス等の園芸施設の導入など、収益性の高い農業経営に取り組みます。
- エコ農産物など環境に配慮した農産物の生産に取り組みます。
- トレイサビリティ制度への登録について検討します。
- 学校給食への出荷を進めます。
- 個人直売所や共同直売所への出荷を増やし、市内産農産物の市民への販売を増やします。

- 共同直売所において、消費者との意見交換の場を設け、運営に反映します。
- 体験型農園の開設について検討します
- 認定農業者は、認定された経営改善計画の実現に向け、経営努力します。

<JAマインズの施策>

- 農産物の出荷ルートについて、農業者とその開拓に当たります。
- 直売所のぼり旗の作成など個人直売所の経営支援をします。
- 共同直売所やその出荷組合の運営に対し支援をします。
- 共同直売所において、消費者との意見交換の場を設け、運営に反映します。
- 直売所のマップを作成配布し、そのPRをします。
- 安心な農産物の提供のため、エコ農産物認証制度を推奨します。
- 学校給食に関して、出荷団体の出荷体制などに対し支援をします。
- 認定農業者への営農支援を市や関係機関と連携して実施します。

<市民・市民団体に期待すること>

- 援農ボランティアとして積極的に活動し、農業者の営農活動を支援します。
- 直売所やうね売り等で市内産農産物を積極的に購入し、その消費に努めます。

<東京都・農業関係機関の施策>

- 東京都及び東京都農業会議は、認定農業者への営農支援を、市及びJAと連携して実施します。

<<各主体の基本方針への関わり>>

先に挙げた市や農業者、JAマインズ、市民、農業関係機関等の各主体の基本方針への関わりの度合いを表で示します。

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京都	農業 関係機関
3 魅力ある農業経営の支援と 地産地消の推進						
(1) 経営に合った流通ルートの確保	◎	○	—	△	○	△
(2) 付加価値の高い経営の支援	◎	◎	—	◎	○	○
(3) 安全な農産物の供給	◎	◎	△	◎	○	△
(4) 学校給食への出荷の拡大	◎	◎	△	◎	○	△
(5) 個人直売所の支援	◎	○	△	○	○	△
(6) 共同直売所の運営の支援	◎	◎	○	◎	△	△

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京都	農業 関係機関
3 魅力ある農業経営の支援と 地産地消の推進						
(7) 体験型農園の拡大	◎	○	△	◎	○	○
(8) 農業法人の設立の支援	◎	◎	—	◎	○	○
(9) 農業経営改善事業の支援	◎	◎	—	◎	○	○
(10) 積極的なPR活動の展開	◎	◎	△	◎	◎	○

※ ◎印：主体となって施策に取り組む。

○印：施策実現に向けて、イベントや会議への参加など、支援・協力及び助言を積極的に行う。

△印：施策の実現に向けて、支援・協力及び助言を行う。

4 ふれあい農業の推進

農地・農業を通じた市民同士のふれあいや農家と市民とのふれあいを大切に
した事業を拡充し、農地・農業を通じた地域コミュニティが活性化されるよう
な施策を進めます。

子どもの頃の体験は大人になっても忘れないといわれています。子どもの頃
に農業・自然とふれあう機会は重要です。次世代を担う子供たちが様々な体験
を通して、健やかに成長することができるよう、農地・農業を活用した施策を
進めます。

(1) 農業と市民のふれあい活動の実施

市民と農業がふれあうきっかけの場として、J Aマインズ及び市内農業者団
体と連携し、農業まつりを開催します。

農業者の生産技術の発表の場として開催する各種品評会では、一般観覧によ
って、市民への農業の周知を図ります。

また、消費者から府中産農産物に対する意見や要望について聞く機会とし
て、また、生産者の考えをPRする場として、消費者と生産者の懇談会を開催
します。

(2) 農業体験事業の推進

食育活動も兼ねて、市内農業者を講師として市民農業大学や親子で参加でき
るふれあい体験講座を実施します。

また、小学校では総合学習としての農業体験を、中学校においては職場体験
を実施しています。小学校での農業体験実施校は22校中20校を目指し中学
校の職場体験については、農業者に協力を依頼し受入れ農家の確保を図りま
す。

(3) 体験型農園・観光農園等の整備への支援

体験型農園は、農業者が受講生に農作業を指導しながら農産物を供給するも
のですが、受講生にとっては貴重な農業体験の場となっています。

ブドウやブルーベリーなどの観光的摘み取り農園や、ジャガイモやネギのう
ね売りは、市民が身近に農業収穫体験ができる機会を提供しています。

こうした農業体験型農園、観光農園及びうね売り事業を支援します。

季節折々の観光農園を周知するため、観光農園マップやホームページの作成
など、情報提供の拡充を進めます。

(4) 市民農園の整備

市民が自分で野菜等を作る場として、市民農園を設置します。設置に当たっ
ては、農業従事者の高齢化による低利用農地の活用を進めます。

(5) 市民援農ボランティア制度の推進

援農ボランティアは、労働力不足の農業者の支援だけでなく、市民が農業とふれあう機会としても貴重です。援農ボランティア制度を促進することで、市民と農業のふれあいを推進します。

(6) 農業公園の開設

農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、併せて体験講座の実施方法も検討していきます。

<<基本方針に沿った各主体の役割分担>>

将来像を実現するための基本方針に沿って、市や農業者、JAマインズ、市民、関係機関等の各主体が展開する施策や行動については、次のとおりとします。

<市の施策>

- JAマインズと共催で、農業とふれあうきっかけとして農業まつりを開催します。
- 農業品評会を開催し、市民に府中の農業をPRします。
- JAマインズと連携し、消費者と生産者の懇談会を開催します。
- 農業者を講師に、市民農業大学及び親子ふれあい体験講座を開催します。
- 学習活動の一環として、小学校では農業体験を、中学校では職場体験を実施します。
- 体験型農園及び観光農園の整備事業に対し補助をします。観光農園についてはマップに掲載するなどPRします。
- 収穫体験のできるうね売りの実施について支援をします。
- 市民農園を設置し、市民に農業体験の場を提供します。
- 農業体験の場でもある援農ボランティア制度をPRします。
- 農業体験の拠点として農業公園を開設します。

<農業者・農業者団体の行動>

- 農業まつりに協力し、市民と積極的に交流します。
- 農業品評会に出品し、市民へ府中産農産物のPRをします。
- 消費者との懇談会に参加し、消費者と意見交換をします。
- 農業体験講座の講師として、市民へ農業指導をします。
- 体験型農園及び観光農園の開設について検討します。
- 低利用農地について、市民農園への活用を検討します。

○援農ボランティアを受け入れ、ボランティアの育成をします。

＜JAマインズの施策＞

- 市と共催で、農業とふれあうきっかけとして農業まつりを開催します。
- 農業品評会の開催に協力し、市民に府中の農業をPRします。
- 市と連携し、消費者との意見交換の場として、消費者と農業者の懇談会を実施します。
- 体験型農園の運営について指導助言をします。
- 市民への栽培講習など、市民農園の運営に協力します。

＜市民・市民団体に期待すること＞

- 援農ボランティアとして積極的に活動し、農業者の営農活動を支援します。
- 直売所やうね売り等で市内産農産物を積極的に購入し、その消費に努めます。

＜東京都・農業関係機関の施策＞

- 東京都や東京都農業会議は、認定農業者への営農支援を、市やJAと連携して実施します。
- 農業品評会の開催に協力し、市民に府中の農業をPRします。

＜各主体の基本方針への関わり＞

先に挙げた市や農業者、JAマインズ、市民、農業関係機関等の各主体の基本方針への関わりの度合いを表で示します。

施 策	農業者・ 農業者団体	J A マインズ	市民・ 市民団体	市	国・東京都	農業 関係機関
4 ふれあい農業の推進						
(1) 農業と市民のふれあい活動の実施	◎	◎	◎	◎	○	○
(2) 農業体験事業の推進	○	○	◎	◎	○	△
(3) 体験型農園・観光農園等の整備への支援	◎	○	◎	◎	○	○
(4) 市民農園の整備	○	◎	◎	◎	—	—
(5) 市民援農ボランティア制度の推進	◎	○	◎	◎	○	○
(6) 農業公園の開設	◎	○	◎	◎	○	○

※ ◎印：主体となって施策に取り組む。

○印：施策実現に向けて、イベントや会議への参加など、支援・協力及び助言を積極的に行う。

△印：施策の実現に向けて、支援・協力及び助言を行う。

第6章 農業振興計画の実現に向けて

1 推進体制の確立

(1) 計画実現に向けた各主体の役割

将来にわたって農地・農業を残していくためには、農業者、市民、関係機関及び行政が連携し、相続税制度を始めとする大きな課題から身近な課題までも解決していかななくてはなりません。

そのためには、各主体がこの計画を実現するために共通の意識を持ち、役割を認識し、率先して行動していくように進めます。

ア 農業者・農業者団体の役割

農業者は、農業の担い手、農業及び農地の管理者としてこの計画を主体的に進める必要があります。

都市農業の持つ幅広い役割を認識し、農地を適切に管理し、できる限り長く残していくとともに、市民・商業団体等と連携し、市民生活に寄与する農業経営を進めていきます。

農業者団体は、一農業者では実施が難しいことをグループで取り組んでいきます。

イ J A マインズの役割

営農指導や経営相談など都市農業を継続するための取組を進めるとともに、農業者と市民、行政及び各関係機関とを結ぶ役割を果たします。

また、都市農業の特徴的な経営である不動産収入を合わせた経営の相談や農地を残すための経営方法について、積極的に指導や情報提供を行うよう求めていきます。

ウ 市民・市民団体に期待される役割

都市農業を守り育てるためや農業経営を支えていくために市民が、府中産の農産物を積極的に購入・消費することや、援農ボランティア活動などに積極的に取り組むことが必要です。

エ 市の役割

市は、農業経営の拡大のための支援、市民が農業とふれあう機会の創出、関係機関との連携体制の構築など都市農業のPRや経営の支援を進めます。

また、都市農業を継続することができる法制度の改正などを関係機関と連携して積極的に要請していきます。

農地・農業を残すために生産緑地やまとまりのある農地など残すべき農地を指定し、重点的・優先的に施策を実施します。

認定農業者や後継者のいる農家など農業経営の継続が見込まれる農家への施策の重点化・優先化なども検討します。

他方、都市農業が豊かな市民生活に寄与することを踏まえて農家が経営規模に応じて様々な取組ができるように多様なメニューの提供に努めます。

農業振興だけでなく、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」、「地域コミュニティ」など多面的機能によって、市民生活を支えている農地・農業を残すため、関連する計画の策定に当たっては、農地・農業の保全を計画の中に明確に位置付けていきます。

オ 市農業委員会の役割

農業委員会は、農地が適切に管理されているかどうかの現地確認や相続発生時の相談、農業に関連する情報の提供など地域農業振興のための先導的な役割を担うとともに市民の都市農業に対する理解を深めるための活動を率先して行います。

カ 東京都の役割

東京都は、東京農業振興プランに基づき、地域の実情に合った農業支援を進めるとともに農業技術の指導など営農指導を充実することが必要です。

また、東京都も国と同様に都市政策・環境政策の各方面からの検討研究が必要であり、各関係部局間の連携を深めるよう求めています。

都市地域で農業が継続できるような仕組みづくりを、国に対して積極的に要請するよう求めています。

キ 国の役割

国は、農産物の生産だけでなく、都市地域において貴重なオープンスペースや環境保全など、様々な役割がある都市農業を明確に国の農業施策の中に位置付けるとともに、都市地域で農業が継続できる税制度・農業制度の改正に取り組むことが必要です。

そのためにも都市政策、環境政策、税政策など各方面からの検討・研究が必要であり、関係省庁間で横断的・縦断的な連携を深めています。

ク 農業関係機関の役割

東京都農業会議は、都内における農業専門機関として、農業委員会のみならず、認定農業者や新規就農者への支援、農業振興施策の提言及び国への要請を行っています。

東京都農林水産振興財団及び東京都土地改良事業団体連合会は、行政及び農業団体が行う事業の支援及び指導をしています。

農業経営の展開は、こうした関係機関との連携によって、幅の広いものになっていきます。

(2) 計画の実現に向けたネットワーク

この計画に関わる主体は、お互いの役割を確認し、各施策の具体化に向けた取組を連携して進めます。

この計画は農業を中心として、様々な施策の提案をしています。提案を実現するために、行政も横断的かつ縦断的に関係部署との連携を図っていきます。

また、事業の実施に当たっては、第6次府中市総合計画に基づく各個別計画との整合性を図っていきます。

さらに、この計画の進捗状況などの確認や、新たな施策を展開する際の協力体制を構築するため、関係機関で構成するネットワークづくりを進めます。

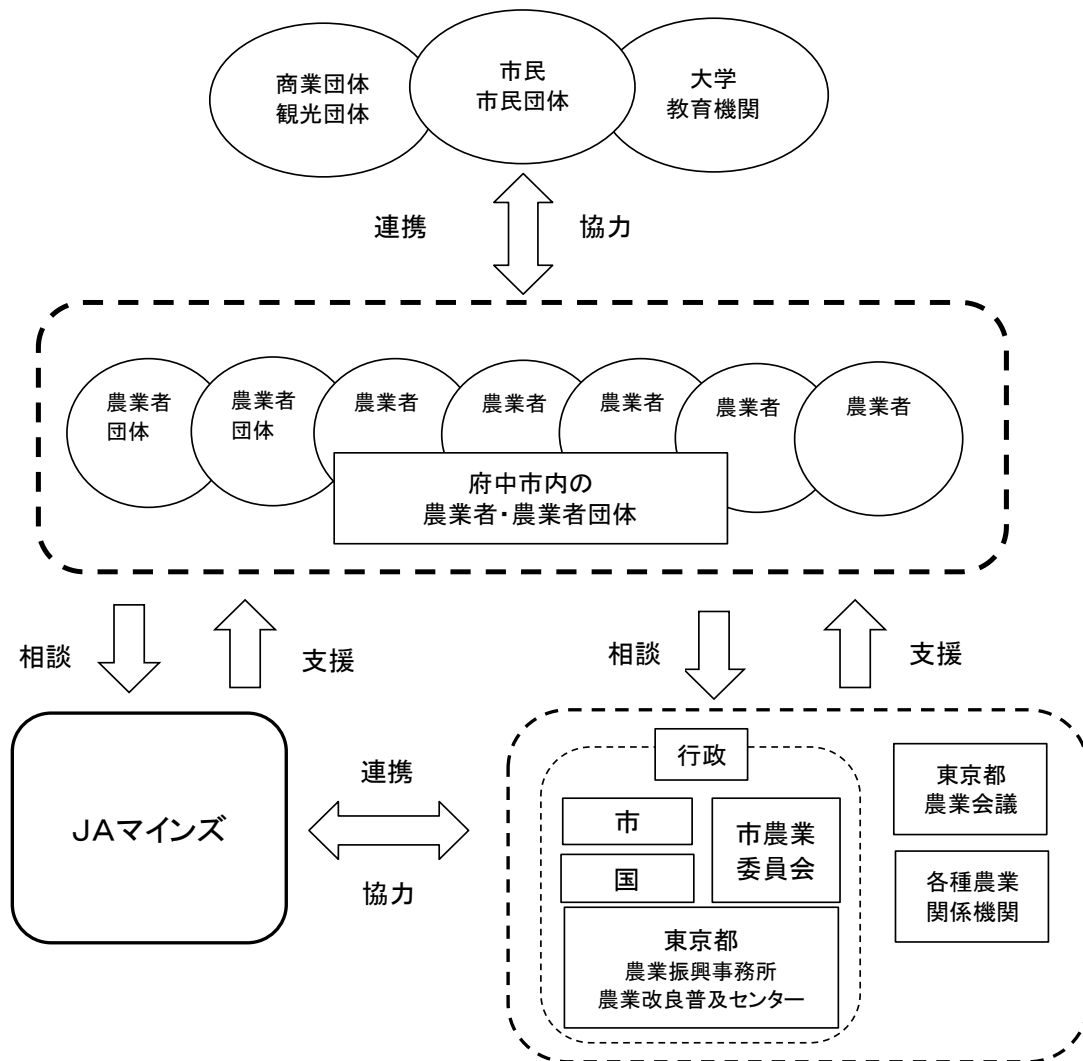


図4 ネットワークのイメージ

— 資 料 —

資料1 府中市農業振興計画策定検討協議会委員

資料2 府中市農業振興計画策定検討協議会設置要綱

資料3 府中市農業振興計画策定検討協議会開催経過

資料4 府中市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

資料5 用語解説

資料1

府中市農業振興計画策定検討協議会委員

◎：会長、○：副会長

No.	氏名	性別	選出区分等
1	◎宇留間 久 士	男	マインズ農業協同組合
2	○石 阪 脩	男	農業経営者（農業委員会委員）
3	竹 田 勇	男	公募市民
4	千金楽 千 詠	女	公募市民
5	中 島 正 裕	男	学識経験者（東京農工大学）
6	川 崎 好 之	男	むさし府中商工会議所
7	内 藤 祐 子	女	生活協同組合コープみらい
8	中 里 雅 美	女	東京都農業振興事務所
9	北 沢 俊 春	男	東京都農業会議

(敬称略)

資料 2

府中市農業振興計画策定検討協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、府中市農業振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、府中市農業振興計画策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換等を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の目標に関する事項
- (2) 前号の目標を達成するために必要な方策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員 9 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 2 人以内
- (2) 学識経験を有する者 1 人
- (3) 市内の農地で農業を営む者 1 人
- (4) マインズ農業協同組合の職員 1 人
- (5) むさし府中商工会議所の委員 1 人
- (6) 生活協同組合コープみらいの組合員 1 人
- (7) 東京都農業振興事務所の職員 1 人
- (8) 東京都農業会議の事務局の職員 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活環境部経済観光課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営等について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成26年5月2日要綱第62号)

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

資料3

府中市農業振興計画策定検討協議会開催経過

開催	開催日	検討内容
第1回	平成26年6月20日	<ul style="list-style-type: none">・ 会長、副会長の選出・ 府中市農業振興計画の策定について・ 今後の進め方について・ 各種資料配布
第2回	平成26年7月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 現状の施策の状況について・ 農業振興計画策定の農家アンケート結果について・ 府中農業の現状と課題について
第3回	平成26年8月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の目次構成について・ 目標、施策の方向性について
第4回	平成26年9月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 素案について
第5回	平成26年10月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 報告書まとめ

資料4

府中市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

回答数：403

(性別：男性319・女性57・不明27)

問1 経営者についてお聞きします。

- (1) 年齢 (平均68.5) 歳
- (2) 家族の中で年間100日以上農業に従事している人の人数
男性 (358) 人・女性 (238) 人
- (3) 現在、農業後継者はいますか。該当する項目に○を付けてください。
- | | |
|----------|-----------|
| ア 本人 | 70 (17%) |
| イ 子供が後継者 | 155 (38%) |
| ウ いない | 123 (31%) |
| エ 検討中 | 43 (11%) |
| 無回答 | 12 (3%) |

問2 経営状況についてお聞きします。

- (1) 経営耕地面積 (平均3,702.8) m²
- (2) 生産緑地指定農地面積 (平均2,808.4) m²
- (3) 経営作物 (該当する項目全てに○を付けてください。)
- | | |
|-------|-----------|
| ア 水稲 | 93 (23%) |
| イ 野菜 | 310 (77%) |
| ウ 花き | 28 (7%) |
| エ 果樹 | 124 (31%) |
| オ 植木 | 27 (7%) |
| カ 畜産 | 1 (0.2%) |
| キ その他 | 15 (4%) |
- (4) 販売方法・販売先 (該当する項目全てに○を付けてください。)
- | | |
|-------------|-----------|
| ア 市場直売 | 56 (14%) |
| イ 直売 (個人) | 149 (37%) |
| ウ うね売り・摘み取り | 16 (4%) |
| エ スーパー・小売店 | 43 (11%) |
| オ 自家用 | 152 (38%) |
| カ 共同直売所 | 116 (29%) |
| キ その他 | 40 (10%) |

問3 今後の農業経営の方向について、どのようにお考えですか。

(1) 経営を拡大したい	25 (6%)
(2) 現状を維持したい	264 (66%)
(3) 経営を縮小したい	73 (18%)
無回答	41 (10%)

問4 これからの農産物の販売方法についてどうお考えですか。

(1) 直売（個人）に力を入れたい	131 (33%)
(2) 直売（共同）に力を入れたい	96 (24%)
(3) うね売りや摘み取り、観光農園に力を入れたい	20 (5%)
(4) 学校給食への供給に力を入れたい	13 (3%)
(5) 体験農園に力を入れたい	9 (2%)
(6) スーパー・小売店への供給に力を入れたい	39 (10%)
(7) 市場出荷に力を入れたい	24 (6%)
(8) その他 (自家消費のため特に考えていない)	58 (14%)

問5 あなたのご家庭では50年後の農業経営についてどうお考えですか。一番近いものをお選びください。

(1) 50年後も農業経営を続けたい	44 (11%)
(2) できるだけ続けたいが、50年後までは無理だと思う 50年後は無理だとしても、○年後程度であれば継続は可能である (該当年後に○を付けて下さい)。	158 (39%)
10年後	49 (内31%)
20年後	46 (内29%)
30年後	23 (内15%)
40年後	3 (内2%)
無回答	37 (内23%)
(3) 自分の代で農業はやめる予定	99 (25%)
(4) 特になにも考えていない	57 (14%)
(5) その他	10 (3%)
無回答	35 (9%)

問6 農業を続けていくための障害となっていることは何ですか(該当する項目全てに○を付けて下さい)。

(1) 相続税の負担	253 (63%)
(2) 後継者がいない	106 (26%)
(3) 農業収入が少ない	137 (34%)

- | | |
|---|-----------|
| (4) 農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している | 154 (38%) |
| (5) 販売先がない | 9 (2%) |
| (6) その他 | 3 (1%) |
| { 固定資産税の負担、労働力の不足、栽培技術の未熟さ、農地取得の
難しさ等 | |

問7 農業・農地を残すために、市に望むことは何ですか（該当する項目全てに○を付けてください。）。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 共同直売所の設置など販売先の確保 | 63 (16%) |
| (2) 売りに出された農地の買取りと希望農家への貸出し | 62 (15%) |
| (3) 援農ボランティアなど、労働力の確保 | 37 (9%) |
| (4) 農地周辺の開発の抑制、残すべき農地の指定と周辺開発の規制など | 74 (18%) |
| (5) 農業機械の購入などに対する補助制度の充実 | 89 (22%) |
| (6) 後継者の育成 | 59 (15%) |
| (7) 都市農業の必要性の市民へのPR | 72 (18%) |
| (8) 相続税などの負担軽減 | 266 (66%) |
| (9) 循環型農業の仕組み作り | 31 (8%) |
| (10) 指導体制の拡充 | 25 (6%) |
| (11) 市民が農業・農地にふれることのできる機会の拡充 | 42 (10%) |
| (12) その他 | 12 (3%) |
- (小規模農家への補助、小学生の農業教育、学生アルバイトの紹介等)

問8 後継者不足などの労働力の不足に対してどのように対応したいと考えていますか（該当する項目全てに○を付けて下さい。）。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 家族でできる範囲内で対応する | 222 (55%) |
| (2) 機械化などによる省力化を図る | 105 (26%) |
| (3) うね売り、摘み取りなど手のかからない方法で対応する | 26 (6%) |
| (4) パートを雇う | 29 (7%) |
| (5) 規模を縮小する | 54 (13%) |
| (6) 農作業を援農ボランティアに手伝ってもらうようにする | 54 (13%) |
| (7) 人(常勤)を雇う | 9 (2%) |
| (8) その他 | 9 (2%) |
- (特に考えていない、国の政策に期待する、時代に合った方法を検討する等)

問9 地域住民とのふれあいについてどのような施策を望みますか（該当する項目全てに○を付けてください。）。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 農産物の直売を通じたふれあい | 139 (34%) |
| (2) 学校給食など地場流通を通じたふれあい | 28 (7%) |
| (3) 体験農園を通じたふれあい | 31 (8%) |
| (4) 市民との懇談会を通じたふれあい | 25 (6%) |
| (5) 農作業への協力(援農ボランティア)を通じたふれあい | 44 (11%) |
| (6) 農業大学や親子ふれあい農園など、体験事業を通じたふれあい | 31 (8%) |
| (7) 市民農園を通じたふれあい | 15 (4%) |
| (8) 特に考えていない | 138 (34%) |
| (9) その他 | 7 (2%) |
- 〔 食育事業等の子どもとのふれあい、伝える能力の高いスポークスマンの設置、分からない等 〕

問10 農地の多面性について、次の項目のうち、最も重要だと思うものを3つ選んで○を付けてください。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 安全で安心な食生活を支える役割…《産業・健康》 | 257 (64%) |
| (2) 緑豊かな環境づくりを支える役割…《環境・景観》 | 217 (54%) |
| (3) 安全で快適なまちづくりを支える役割…《防災》 | 132 (33%) |
| (4) 子供たちの成長を支える役割…《教育》 | 101 (25%) |
| (5) 心ふれあう地域づくりを支える役割…《地域コミュニティ》 | 83 (21%) |

問11 各種税制度に対する要望・意見がありましたらご記入ください。
(自由記入)

- 〔
- ・面積が狭く、生産緑地に指定できないような市街化区域農地でも納税猶予を受けられるような制度が欲しい。
 - ・相続に対する悩みが一番大きい。代々努力を重ねて守ってきた農地が、相続によって後見人以外に渡るのが残念。
 - ・都市部と地方の違いを反映した税制度の整備を望む。 等
- 〕

問12 50年後、市内の農地周辺の環境も変化していると考えられますが、売れる農産物を市内で生産し、広く市民に提供していくためにはこれからの農業はどうあるべきだとお考えですか。要望・意見がありましたらご記入ください。
(自由記入)

- ・特産性や新鮮さなどの客観的価値のある農産物を生産し、差別化を図る。
- ・もっと流通を図るために、公共施設等でも農産物の直売を行ったら良いと思う。
- ・行政や農協の連携を進め、スーパーの地場産コーナーの拡充を図る。
- ・ハウス栽培などの施設園芸が基本になると思うので、施設整備への助成を充実させてほしい。
- ・市民に農業体験していただく取組や、公共施設の食堂等での地元産農産物使用を積極的に推進し、広くPRを行う。 等

問13 その他、今後農業経営を続けていくに当たっての、府中市の農業施策などについてご意見・ご希望がありましたらご記入ください。

(自由記入)

- ・直売所の充実や道の駅の設置。
- ・職業としての農業に対する助力や助言を受けられる制度が欲しい。
- ・畑への不法投棄や、ペットの排せつ物の放置に困っているので、市報等で市民に広報してほしい。
- ・小規模農家でも利用できる補助制度があると良い。 等

資料 5

《用語解説》

【あ行】

うね売り

花、野菜、果実などを区画割して販売する方法。農業者にとっては労働力の低減になり、消費者には収穫体験の場となる側面を持つ。府中市では、ジャガイモやネギ等のうね売りが行われている。

エコ農産物（東京都エコ農産物認証制度）

土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を、東京都が認証したもの。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証される。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術及び化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認証を受けた農家の愛称。

援農ボランティア

農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（派遣及び受入れ）をするための制度のこと。

【か行】

買取り申出

生産緑地地区は農地等として管理することが義務付けられているが、土地所有者の権利救済の観点から次の場合、市長に対して買取り申出ができる。

- 1 生産緑地地区に指定されてから、30年を経過したとき。
- 2 中心となって農林漁業に従事している者が死亡したとき、又は営農できなくなるような重大な故障が生じたとき。

家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や世帯員の役割、就業条件などの相互間のルールを書面により取り決めたもの。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。食料・農業・

農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

観光農園

農業を営む者が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等により代金を得る農園のこと。

菌床栽培

広葉樹のおがくずにフスマ等の栄養源を加えた培地を使い、温度、湿度の管理できる空調施設でキノコを育てる栽培方法。

経営耕地

農家が経営している田、畑、樹林地など。

【さ行】

市街化区域・市街化調整区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分すること。既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

施設園芸

農産物を自然の気象条件の下で栽培する路地栽培に対して、温室やビニールハウスなどの施設を利用する栽培。

市民農園

市民がレクリエーション活動として自家用野菜の栽培等を行えるように、農地を区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。平成 26 年 4 月現在、市内に 23 農園ある。

循環型農業

家畜のふんを堆肥に加工し、堆肥で野菜や穀物を育て、野菜くずや穀物を家畜の飼料にするなど、有機資源により好循環を作り出すこと。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための学習の取組。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法の基本理念や基本施策を具体化するものとして策定された計画。

食料自給率の目標などを含み、おおむね5年ごとに食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策結果に関する評価を踏まえ変更を行う。

食料・農業・農村基本法

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11年度に施行された法律。食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮等の実現を基本理念としている。

生産緑地

都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定された農地。生産緑地に指定されると、長期的な営農が義務付けられるが、税の軽減措置が受けられる。

相続税納税猶予制度

農地に係る相続税を一定の条件を満たした場合、納税を猶予して農業を継続できるようにする制度。この制度は営農が行われることが前提となっているために、違反した場合は猶予されている税額に加えて、利子税も納めることになる。

【た行】

体験型農園

市民が入園者となり本格的な農業体験を行える市民参加型の農園。農園主が講師となり、起耕や作付け計画を作成し播種^{はしゅ}から収穫までを指導しながら農業体験を行う。平成26年4月現在、市内に5園ある。

宅地化農地

都市計画法で市街化を図るべき地域に指定された「市街化区域」にある「生産緑地（保全する農地）」以外の市街化区域内農地をいう。

多面的機能

農産物の供給の機能以外の農地・農業が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面にわたる機能。

地産地消

地域生産地域消費の略語。地域の消費者ニーズに対応する生産の取組と、生産された農作物を地域で消費しようとする取組の両面を持つ。消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係を築き上げ、消費者と生産者を結びつける取組。

低利用農地

周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

東京都土地改良事業団体連合会

土地改良区や用水組合が行う土地改良事業の適正かつ効率的な運営を支援する組織。

東京都農業会議

東京都の農業振興のための活動及び市区町村農業委員会活動をサポートする組織。

東京都農業振興事務所

東京都の農業振興の核として機能する東京都の行政機関。

東京農業振興プラン

農家及び農業団体・市区町村に対して、農業の振興及び地域活性化を図るための指針として活用できる内容をプランとし、都民や国に対しては、都の農業振興の方向性などを明らかにするため、東京都が策定した農業振興の計画。

都市農地保全推進自治体協議会

都市農地の保全を目指し、平成 26 年 4 月現在、市街化区域内農地を持つ都内 38 全自治体が加入している。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国及び関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っている。

トレイサビリティシステム

農産物や食品について「いつ・だれが・どこで・どのように」生産し、流通したかを明らかにする仕組み。

【な行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市区町村に提出し認定を受けた農業者。

農業委員会

農業者の公的代表として、公選等により選出された農業委員により構成される行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務などを行っている。

農業改良普及センター

農業改良助長法に基づき、能率的で環境と調和の取れた農業生産の推進、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域特性に即した農業の振興等を図ることを目的として、普及指導員を設置し、農業者や産地への技術・経営指導を行う東京都の機関。国と都道府県との協同事業として実施。

農業基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に即し、地域の実情を踏まえた上で、市区町村が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想。

農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市区町村に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標及び目標を達成するために採るべき措置を記載する。市区町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。

農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、農業者の経営管理の合理化及び農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

農 地

耕作の目的に供される土地のこと。

農地の転用

農地を農産物の生産以外の住宅・業務等の施設、道路、山林等の用途に変更すること。転用に当たっては農地法の許可又は届出が必要となる。

【は行】

肥培管理

作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、^{はしゅ}灌漑、^{かんがい}施肥、除草等の一連の農作業を適切に行うこと。

府中観光協会推奨品（府中太鼓判）

特定非営利活動法人府中観光協会が、府中ならではの素材、製法、技術、商法などを用いたもの、又は府中域内で生産・製造・加工等をされたものを対象に、府中の土産として選定したもの。

防葉シャッター

薬剤散布時の近隣への飛散防止施設。

【ら行】

緑肥

土壌を肥沃化する目的で栽培し、土にすき込む作物。土壌に休息を与え、物理的、化学

的及び生物的な改善が望め、地力維持や有害線虫防除等に効果がある。

6次産業

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。

第3次府中市農業振興計画

発 行 平成27年3月

編集・発行 府中市生活環境部経済観光課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24

電 話 042(364)4111 (代表)

042(335)4143 (直通)

FAX 042(360)9370

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

